

の後の情勢変化によつてさらに措置をしなければならぬ、こういうようなことが考えられるようでございますが、審議会はすでにもうなくなつておる。そこで、これからまた諮問をされる、そういう意味において審議会の設置するかどうか、将来のことに対してお考えがあるかどうか。いや審議会はなくなつていくような方法をとつていくと皆さんの御納得のいくような方法をとつていくと、長官にちよつとお尋ねしたい。

○山中国務大臣 まず、恩給審議会の答申は二十六項目でございましたから、政府において実施すべしといわれた点については、四十四年度から始まりまして八項目、十項目と、十項目と、四十六年度予算で終了をいたしましたわけでありまして、しかしながら、その恩給審議会の答申の中でもややばかしてある点、あるいはまた、この内閣委員会、国会の論議を中心として質疑応答いたしました中で、やはり客観的に見て、政府においても十分検討し、具体的な案を得るならばこれを施行に移すべきだと考えました点、並びに附帯決議等においてこれを実施すべしといふことで、一例をあげますならば、満洲拓殖公社等の例を引きながらあげられましたことを対象にすべきであるという野党一致の御決議の趣旨、そのようなものを踏まえましてのが今回の四十七年度予算に関する恩給の改定であります。したがって、実質上は恩給審議会の答申を今年度の恩給改正は越えたものばかりであります。指摘事項以外に行なつたものがその全部であります。

そこで、今後、恩給審議会をもう一度、形は変わつても、これらの各種の問題点を踏まえて繰ぎらいの点検をやるかという御趣旨であらうと思ひますが、先般の恩給審議会の答申の中には、事ここまかにそれらの問題点を拾ひ上げまして、受け入れがたいもの、あるいは実施すべきでないもの、あるいは問題があるもの等がすべて羅列してございまして、したがって、それに漏れておるものというものはほとんどございせん。であります。

ら、皆さま方のこれまでの議論の経過、あるいはまたその後解決をしたことに伴う派生した問題、そういうもの等は、問題点はすべてわかつておりますので、今後政府においてさらに何をすべきか、あるいは完全にするためには何がまだ若干の問題点として残つておるかという問題は、政府自身の責任においてこれを改めていきたいと考えます。

○鬼木委員 大体、いままでの恩給審議会の答申において、本質的には十分この措置をやつた、派生的な問題がある、そういう繰ぎらいの意味でわがほうの責任においてこれを処理したい。よくわかりました。

そこで私は、この本質的な根本の問題は、いま長官のおっしゃるとおりで来たと思ふのですが、単なる派生的な問題のみでなくして、やはり情勢の変化等によつて、将来の恩給のあり方といひますか、ビジョンといひますか、そういう点において再三三考していただかなければならぬ問題はやはりあると私は思ふのです。そういう意味において、責任を持つてわがほうでこの処理を進めたいといふことで、審議会には諮問しなくともやるのだ、こういうふうにして承つてようございすか。

○山中国務大臣 そのとおりでございますし、また国会の質疑応答を通じての問題点も、これはおそれなく思想、党派を越えた問題点として議論がされておりますから、おおよそはそういう問題点からの議論でありますので、それら問題については、今回の予算措置についても、いままでの議論を正確に踏まえてとるべきものとはつておると私は自信を持っております。したがって、私たち自身も考えても、なおかつ問題が残つておるもの等もないわけではありませぬし、また皆さん方の御意見等もありましたら十分にはしんじやくして、これはやはり政府の意見、国会の意見それぞれこれだわることなしに、これから恩給対象者が権利として逐年増加していくわけではございませぬし、国がこれを支給する義務を持つ恩給という制度の趣旨から考えますと、その受給の権利を持

つ人たちの救済ということについては、お互いにこれを良心的に取り扱つていくのだという姿勢でありますれば、あえて審議会等の設置ということでも、いままで問題点が全部出しておりますものを再びお願いするということまでは、しなくてもよろしいのではないかと思います。

○鬼木委員 非常に自信のある、確信に満ちた、しかも所管大臣として責任のある御答弁をいまお聞きしましたので、その点は長官を信頼いたします。将来の恩給制度につきましては十分の御配慮をお願いしたいと思います。

そこで、おれにまかせておけといふ、非常に自信にあふれた長官のおことばでございすが、あなたには非常に人を喜ばすことはいふまでもなく、これは六十三国会であつたと思ひますが、ここへお見えの委員長の伊能先生が御質問なさつたときに、恩給審議会の答申の最終年度を四十六年として、それを契機として日本の恩給法というものをすつきりした新しい形に改めて、私の在任中に国民のためにこの法律をすつきりしたものにしたい、こういうふうな御発言になつておる。非常に頭腦明晰な長官だから御記憶に新ただと思ひますが、念のため申し上げます、「幸い恩給審議会におきまして答申を受けましたものの最終実行年次を、四十六年度予算と一応目標を置いておりますので、四十六年度予算を実施いたします際に、おきまして、それを契機として、事務的にたいへんな作業になると思ひますけれども、日本の恩給法というものをすつきりとした新しい形のものに改めて、附則に加ふるに附則をもつて、本来の恩給法そのものはページ数からいへばごくわずかなもので、どこかに追ひやられていく感じもするような法律のていさいを改めてみたい。このことは、審議会の答申の最終年度の年次を四十六年度としたしておりますこの機会が非常に好機であるうと思ひますので、私の在任中に、恩給局の当業者の非常な苦勞はわかりますけれども、その苦勞をあえてしていただいて、国民のためにこの法律をすつきりとしたきれいな形のものに改

めてみたいと考えておるところでございます。このようにあなたは答弁しておられる。では、一体どのように恩給法がすつきりしたのになつておるのか。なおいま作業の途中であるならば、どの程度に進捗しておるのか。あなたのおっしゃつたことがこうなつておるのだ、こうやつておるといふ点をひとつお聞かせ願ひたいと思ふ。

○山中国務大臣 これは昨年の国会ですでお話を申し上げたことではあります。いまちやうど鬼木先生の持つておられるパンフレットは「実効恩給規程」といふものではないかと思ふのですが、それが私の、いわゆる受給者が自分たちのために見る恩給法という意味から、実質上恩給法の改正にふさわしいものとして改定をいたしましたものであります。しかしながら、法律であるかどうかといふことになりまして、これは法律であります。には、やはり政府の責任において最終的に法制局の審査を経た、閣議決定を経たものでなければなりません。しかしながら、恩給法の実態から考えますと、受給権者のために読むのに最もふさわしい状態に改めていく。内容は、これは最終的には、四十六年度予算において恩給審議会の答申は二十六項目完全に実施いたしましたわけでありまして、そのことを踏まえたものとしてお手元の小冊子にまとめた。これは法制局長官が、私たちは不眠不休でそれに協力するとしても、とても実際上間に合わないからでしよう、しかしながら、総務長官の手元で恩給局の諸君並びに協力者の間によつてそのようなものができ上がったことについて、自分はいへんばかりしております。これはお互い二人同士の話でありますから、委員会でも申し上げる權威のある話ではありませぬが、したがって、法制局の審査を経た閣議決定による法律というものはありません。しかしながら、実際上恩給法はだれのためにあるといふことには十分こたえた実効規程、実務の規程といふものを、そこに法律の新しいものにかえるものとして差し上げたといふことで、一応の説明は昨年の通常国会においても

いたしたつもりであります。

○鬼木委員 あなたのおっしゃることはよくわかります。『実効恩給規程』、ここに出てきます。

よ。ところが、あなたのおっしゃっているのは、いまも御答弁があったように、国民のためにこの法律をすっきりしたきれいな形にしたい。これは法律じゃありませんからね。これは単なるパンフレットであって、しかもこういうことが書いてあるのです。『恩給関係の法律は誰のためにあるのか』と叫びたくなるのであって、私の任中にこのような法律の体裁を改めて、わかりやすい口語体の恩給法を作ってみたいという国会における発言も、このような私自身の体験から生まれたものにほかならない。こういう点から、あなたの御構想、お考えはまさに卓越したお考えで、大いにわれわれは期待もして、大いに賛意を表しているのです。だから、全然何もしていらつしやらないということは私は言っていない。先ほどあなたにお尋ねしたのは、どの程度、どういうふうに進捗しているか、状況を承りたい、こう申し上げたのです。なるほどこういうものはできております。できておりますけれども、これは恩給法としてできておるのじゃありませんから、一般の方はだれもこれは御存じないです。ただこれは配付されて、われわれのところに戻ってきただけです。だから、やはり一般の方は恩給法をよく見ておられると思う。だから、いままでの恩給法によらなくともいいから、いままでの恩給法とこれとすりかえてこれを見るのだ、このように徹底してございますか。

○山中国務大臣 これはすなわち恩給の受給権者の人々がもっぱら読む法律でありますから、したがって、私としては、国会はもちろんのことでありますが、関係行政機関の実務担当者、それから恩給受給権者の各団体がございます。それらの人々を通じて、おおむね要求に沿い得るような配付をそれぞれいたしておるわけでありますから、それぞれの恩給に關係のある国民の方々は、この冊子によって非常にわかりやすくなったという好

評を私はいたしておるわけでありまして、その意味では、恩給法そのものを法律として、もちろん、片かなのものからちぐはぐだらけで今日に至っておりますから、通読するだけでもたいへんな時間と労力を要することは自分の体験でわかります。理想はそういうふうにしたいと私も考えたのですが、しかしやはり、事務局と相談をし法制局と相談をしますと、そのような恩給法改正という大事業を根本的にやり直すためには、とても自分たちには時間がないということでありまして、法制局を責めるわけではありませんが、法制局も各種の法案審査その他をいたしておりますので、そこまでのことをせずとも、恩給受給権者のためになる道は、そして目的を達する道はと考えてこの手段を考えたということでありまして、その点だけの速記録をお読みになりますと、恩給法を完全に改正するというふうに言っておりますから、公約違反だということ、答弁を履行しなかつたということで責められると思います。そのおわびはいたしますが、目的を達するための手段としては、それで私は十分かつ可能であるというふうに考えております。

○鬼木委員 あなたは非常にすなおで、なかなかいい名答弁をなさるから、私、あなたを責めるわけじゃないですけれども、ただ、ここで念のために……

恩給局当事者の非常な苦勞はわかりますけれども、あなたはあえて前もっておっしゃっているじゃないですか。そしていまになって、恩給局のほうは人手が足りなくなるとか、事務繁雜でどうもできない。じゃ、なぜあなた、できるとおっしゃるのですか。これはあなたの男み足じやないですか。その点を私は言っているのですよ。あなたのおやりになつたことは大いに勞を多しませす。これがあるために、だいたいばかりやすくなっているのだから、その点を私責めているのじゃないのです。国会のこういう委員会の答弁において、あまり胸を張ってだんびらをあなたが振り上げられるから、われわれは大いに期待している。

そうすると期待に反する。だから、そういう点において、よく事態を把握して、事務局はどうだと総合的な見地から結論を出されるということになれば、私は納得しますけれども、これはあなたの独走であって、笛吹けど踊らずで、あなたの男み足じやないか。やっておられることは私はいへんいいことだと思えますけれども、あなたのお考えとはよほどまだ懸隔があるということを示し上げておるので、少し私の言い方も過ぎるかもしれないませんが、その点は、賢明なるあなただから、善意にとつていただくとおもうが、どのようにその点をお考えになりますか。いままでの法律は要らぬ、ではこれにかえるんだとおっしゃれば、また私はそれで筋が通ると思うのでありますけれども、厳然として恩給法があるんです。

○山中国務大臣 恩給法を廃止せざる限りは恩給法そのものはあります。しかしながら、受給権者の人がそれを利用する、受給権者の人たちのための法律であるという目的のために、私がそのような『実効恩給規程』というものをつくつたということでは、これは、国会で答弁する以上は、十分に根拠をして、それが可能かどうかを考えて答弁しろということとは当然のおしかりだと思います。しかし、そのときも、それが可能かどうかについて質問された覚えはなくて、そうすべきであるということでありました。私もそう思つたんです。したがって私が、そのような答弁をし、そのような決断をして推進をいたしましたから、その『実効恩給規程』一つつくり出すのにも、たいへんな努力を私は傾けたわけでありまして、それが実は可能になつたのであります。そういう詭弁を弄するつもりはありませんが、慎重に検討しようというふうな答弁にしておきましたならば、おそろしくまだに恩給法の古い規定から始まつた、つぎはぎだらけの法律を前に、戻つたり、また新しいペー

ジを読んだりする作業がされたらどうと思ひます。しかし、今回、法律はありますもの、『実効恩給規程』を開いていただければ、法律をお開き

にならぬでも、法律をそのとおり運用して、改正も逐次書いてございますので、ページを開けば、自分に關するところはそれではつきりわかる。法律に内容はびつたり合つてゐるものでありますから、法律そのものでないことのおしかりは私も率直に受けませんが、それに対して実効をあげるための努力をしたということでもあります。また、答弁はあるいは不謹慎であつたかもしれませんが、その場において、では慎重に検討して善処をいたしますというおきまりの無難な答弁をしておけば、私は、おそろしくお手元の『実効恩給規程』はいまだ目の目を見ていなかったであらう、そう思うわけでありまして、これは詭弁ですけれども、私は一生懸命やつてきたと申し上げて、そういう表現を使つただけです。

○鬼木委員 どうも私とあなたとかみ合ふ。私が言っているのは、あなたはそれだけ努力されているじゃないですか。それを何回もおしやらないくたつて、あなたのやられたことには大いに敬意を表する。これは好漢山中長官はまさにうまくやつたといは言っている。だがしかし、国会における答弁においては、いささか行き過ぎじやないか。男み足じやないか。だからその場合でも、なるほど現行の恩給は非常に繁雜で理解しにくいところがございますので、受給者の皆さん方にわかりやすいように、恩給早わかり法というふうなものでもとりあえずつくつてしまふというふうな御答弁であつたら、私は別に、どうだこうだということを言わないのです。だけれども、法律をはつきりしたものに取にかえる、しかも『恩給法』等の一部を改正する法律案の概要にも説明がある。『恩給に關する立法の簡素化その他法制上の諸問題について、国民の要望に沿うよう抜本的検討を加えること』と載つてゐるのです。こういう点からいたしました場合に、あなたのおしやつたことと實際は少々違ひがあるじやないか。

あなた御自身もお認めのように、これを顔面からとれば、あなたのおしやることは詭弁だとし

かわれわれは考えない。その点を私は申し上げておる。恩給局の事務当局が忙しくてできない、そんなことは、あなた方はよくおわかりの上で、おっしゃらないと、むしろ私は恩給局の事務職員が非常に迷惑すると思うのです。あなた自身もむずかしいということはお認めになつてゐる。だけれども、むずかしからうけれどもやるとあなたは、おっしゃつてゐる。その点に大いにそこがある。だから私は、これは長官の勇み足じゃないか、独走じゃないか、こういうことを申し上げてゐるので、すよ。あなたのやられたことに對しては、さすがに長官です、うまくやつておられる。おっしゃつたことと實際がそごするやうな、われわれを欺瞞するやうな、欺瞞ということばはちよつと当たらぬかと思ひますけれども、恩給局長はどういうふうに考えるか。

○山中国務大臣 私の責任ですから、私から。鬼木さんの質問も一面飛んでゐるんですよ。おとし私がそういう答弁をして、そして昨年皆さま方のお手元にそれを配付して、正直言つて、いいものができたというところをおしやつてくださいました。しかしそのときに、おまえは去年の発言と実行と違ふじゃないかということであれば、私もそのとおりだと申し上げた。そういうことも説明はしておるはずで、しかし一面飛んでおるにしても、自分が発言したとおりになつてゐないというところにおいては、やはりこれは私の勇み足、あるいはまた表現は何でございましたか、いづれにしても政治家というものは、いいことであれば実行する努力をやつてみるということが私は必要だと思ひます。したがつて、当初の本来の答弁であつた恩給法を全面的に改正するということについて、實際上、時間的な内面においてもそのやうなことが困難だということがわかりましたので、便法をもつてそれにかえたということでありまして、あらためて本委員会において、私が恩給法を法律として全部つくり直すという答弁をいたしましたことが実現しなかつたという点については、私の勇み足であるということを認めます。わ

びろとおっしゃればわびますが、しかし、勇み足が少しあるぐらいの積極性がなければ、常時僕の中から足を出すまいという相撲ではやはり大向こうもわきませんし、政治というものは、そういう決断をしたときにはしなければならぬものと思ひます。その決断がいわゆる公約違反であるということであるならば、そのときに、なぜできなかったという説明をいたしまして、おわびなり訂正なりをいたすべきものと考えますので、いい意味の勇み足であるとお受け取りいただきたいと思ひます。

○鬼木委員 なかなかあなたうまいことを言うて、片方ではあやまつて、片方ではおれのやるのは当然だ。何を言うか。そういうことを言われたんでは、これはいつまでたつても解決しませんよ。政治家というものは勇み足が少々あつたほうがいいじゃないか——いい場合もある。いいじゃないかじゃないですよ。いい場合もある、また悪い場合もある。ようございませうか。そこを、あなたはこのから伸びなければならぬ人なんだから、そういうことは政治家としてよく心得ておかなければね。それはいい場合もあり悪い場合もあるであつて、やはり率直に私も、あなたのやられた努力に對しては大いに多うと言つてゐるんだから、その点は私の確かに勇み足でありましたと——それからあとがあなたは多過ぎる。それを蛇足と言ふ。ようございませうか。

でございませうから、何も、あなたにきようおわびをさせる、そんなことを言つてゐるんじゃない。私はそんなけちな男じゃない。でございませうから、そういうこと、これから山中長官の発言に對しては、いつも割り引きして聞かなければならぬ。割り引き手形をちゃんと出さなければならぬ。今回も山中事務局長の発言は何程程度歩どまりがあるのか、こういうことになつたら政治不信を招きますよ。そういう詭弁でわれわれをあなたに引き込めようなんといつたつて、それじゃ私はひとつお聞かせください。

○山中国務大臣 事務当局に答弁させますと責任を転嫁したように見えますので、いままで押えておりましたが、それらの改正が全面改正に至らず「実効恩給規程」にとどまつた経過等について御説明をいたさせますが、その冒頭に、いわゆる國務大臣として委員会において一ぺん答弁したことがそのまゝ完全にできていないという点については、あとの答弁を割り引きされると、一生懸命答弁してもどうも力が入らなくなりますから、あとは割り引きしていただかないということ、いまの私のかつての答弁に沿ひ得なかつた点を遺憾といたします。

○平川政府委員 大臣に命ぜられました以後の経過につきまして、事務的に御報告申し上げます。実は大臣に命ぜられましたわれわれといつたしましては、その趣旨に沿ひつづける関係方面、特に法制局でございませうが、法制局と相談したわけでありませう。ところが、御承知のように恩給法は、大正十二年にできましてから、それ以後、数十回にわたつて改正しております。御承知のように、その中には死んだ条文もございませうし、附則の改正というやうな改正もございませう。さらにその附則の改正といった状態でございまして、いわば過去の歴史的な経過の積み重ねの法律でございませうから、現在の考え方、法律構成の考え方からいきまして、これを一つの現在の法律体系にまとめるといふことは技術的にきつめて困難である。不可能とは言わなかつたのですが、法制局からきわめて困難であるという答弁があつたわけでありませう。そういうことで、しかももしそういうことが可能であるといひましたら、そういう形で法律をつくつて、はたしてそのときに言われました目的に沿うものであるかどうか。たとえば附則を逐次並べましても、たとえば昭和二十八年の百五十五号軍人恩給の復活を並べましても、必ずしも受給者にとつてはわかりやすい附則にならないといふやうなこともございませう。しかし、根本的には、技術的に不可能に近いといふ返事でございまして、われわれといひまして、それじやいまだ

臣の言われたやうな方向で、口語文に直し受給者としてわかりやすいといふことを主といたしました。こういう編さんをしたわけでございます。

○鬼木委員 いや、その事情はもうよくわかつております。長官からもお話があつておるから。その法律を改正するに、わかりやすく簡素化するということに對しても、非常に困難だということはおわかつております。長官も、非常に困難だと思つておつてゐるのだから、その点はよくわかつておる。ただ私が言つたのは、さっきの一点について申し上げたのですから。その問題はそれでもう了承しました。

次に、これはほとんど毎国会出でゐる問題でございますが、現職公務員給与の俸給表を基準として自動的にスライドするように、こういうことはもうほとんど毎国会出でゐるわけでございますが、附帯決議にもこれはなつておるわけでございますが、まだそれが実現しない。将来、これを法制化する、制度化するといふやうな点について、長官はどのようにお考えになつておりますのか、その点をひとつ承りたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは公務員給与及び消費者物価の動向を勘案してきめるということになつております。ただし、それが私の就任前は、はたしてそうなつてゐるのかどうか、積算の根拠が先にあつて金額を決定するといふやうな作業が行なわれたかどうか疑問な点がいつも予算編成の過程にありまして、就任以来、その点をきちんとルール化しようといふことで、一定の算式をもつて計算いたしました金額を最終的には妥結をいたしてまいりましたが、四十七年度予算においては、予算編成の手順の一つであります予算要求と、それから大蔵省が一回回答をいたします一次査定といふものがございませうが、その一次査定で、今回の給与改定のいわゆるベースアップといふわけてゐる問題については、金額については異存なく、若干、失格者、失権者等の数については調整いたしました。これは両方合意した金額がございませうが、それらも全部合意いたしました後、い

ゆる要求全額というものを大蔵省が一次査定で出してまいりました。その意味では、完全にルール化が達成され、しかもそのルールに従って計算された積算の金額については、国家として、財源当局あるいは政府全体が、受給権者の方々に、ことしはどうなることやらという不安を何ら抱かせないような予算の編成も行なわれておるわけでありまして、その意味では、きちんと法の命ずる手段に従って行なわれているということになると思います。今後ともそうなると思います。

○鬼木委員 これはまたあとでいろいろ数字をあげて御説明申し上げたいと思いますが、非常に格差がはなはだしい。私らのところにたくさん陳情も参っておりますが、「恩給及び共済年金は、現職公務員給与の俸給表を基準として、自動的にスライドするよう、すみやかに議員立法による措置等を講じて法制化されたいこと」、「現行恩給・共済年金の仮定俸給四万一千八百五十五円ベースと、現職公務員給与の八万四円ベースとの著しい格差を早急に是正されたい」、こういう陳情が殺到しております。これは前回、附帯決議にも、「恩給法第二条ノ二の規定について、その制定の趣旨にかんがみ、国家公務員の給与を基準として、国民の生活水準、消費者物価その他を考慮の上その制度を図ること」、「政府は、次の事項について速やかに善処するよう要望する。」という附帯決議がついておるのです。そういう意味からして、これはすみやかにスライドすべきである、そのように私は考えておるものでございますが、これはどのようにお考えでございますか。

○山中国務大臣 これは問題点が二つあると思います。スライドをする場合の国家公務員給与というものが一体いつの時点の給与であるか。現在は実績の出た年度の給与をとっておりますから、若干、そこに一年おくれという感じが受給権者の方にはあるだろうと思います。しかし、人事院勧告とそれに伴う法律の制定、国家公務員給与と実際の改定という作業が相当おくれましますし、それを先行

きを見越した予算編成ということとはなかなかできませんし、その点に一つ問題がありますし、さらに、実際つとめておる公務員のいわゆる実務をとおつておられる方々、やめていかれた方々の実務をとおつていない、そういう意味の若干の頭打ちがございます。その引込んだ部門を完全に、つとめておられる者と同じものとして見てくれ、この二つの点があるだろうと思う。この点は種々議論の存するところであり、あるいはまた技術的にきわめて困難な問題も含んでおりますので、附帯決議の趣旨も、毎国会ごとに行なわれる各党の意見というものも十分承知いたしておりますが、それに沿い得る近い道は何かということについては研究を怠らないでいるつもりであります。

○鬼木委員 それは、現職の方と過去にやめられた方とは、処遇の点においても違うと思うのです。違ふと思ひますけれども、少なくとも、退職された当時の俸給が、今日の社会情勢あるいは生活水準によって、当然その時代の人はいまの時代に引き直す、それがスライドというのであって、しかもあなた、恩給は三分の一しかもらえないんだ。しかも税金の対象になっておるんだ。全部いふことがないのですからね。だから、この二条ノ二にも「国民ノ生活水準、国家公務員ノ給与、その書いてある「恩給ノ額ニ付テハ国民ノ生活水準、国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズル」、こうはつきり載っているのです。だから、これは当然法制化すべきである。しかも国会で附帯決議をつけた。これは国民の総意じゃないですか。むろん受給者の総意でしょう。国会でわれわれが附帯決議をつけて、そしてあなたもその附帯決議に対しては、十分その意を体して努力いたしますとはっきりおっしゃっている。それはいろいろな事情もありましようけれども、総意がそうなるべきであるから、これはひとつ長官がはっきりさるべきである。私は思う。先ほどおっしゃったように、審議会なんかはつくらなくても、われわれの責任にお

いて恩給はその全きを期したい、こうおっしゃっておるのですから、これに対しては絶対スライド制にしようべきだ。全受給者はこのために非常に困窮しておられる。国家のために尽くして、国家公務員としてりっぱにその職責を全うして、そうしてきれいに引退された方々が、老後あらゆる制約を受けて、そうしてこういう不遇にあるというのに対しては、私は最もよろしくないと思うのです。ですから、受給者の皆さんのおっしゃっていることを国会も認めて附帯決議をつけておるのだから、これはすなおに長官も表現さるべきだと私は思う。いかがです。

○山中国務大臣 法制化という意味でありますけれども、法律は、ただいまお読みになったように、恩給法第二条ノ二に書いてあるわけですが、「国民ノ生活水準、国家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス」、これはこのとおりになっているわけなんです。したがって、法制そのものは一応ここに根拠があるわけですが、いまおっしゃっている法制化は、恩給というものを公務員給与にスライドしろ、そのことを別途法律でつくれということだろうと思うのです。こういうことになりますと、一応私はそれをルール化しておることは申しましたが、これは私どもの手元で別途公的年金制度調査会というものをつくりまして、単に恩給ばかりではなくて、共済、あるいはまた民間の私学、あるいは農林漁業団体職員共済、こういうようなもの等々、場合によっては労災まで考えて、どのような形でそういうようなスライド制という御要望に対してこたえ得るかということについて検討は続けておるわけでありまして、しかし、恩給というものが先行して、恩給法の改正に準じて各種年金その他が改定を毎国会されておるわけでありましますから、まず牽引車が恩給であることは私は認めます。したがって恩給を、いまおっしゃったように、何にスライドし、そうしてその手段はどういうようにするかという問題も、私はやはり、

附帯決議の御趣旨や質疑応答を聞いていても、そのまま採用すべき議論というものが、具体的な意見としてはまだいろいろと分かれておると考えます。したがってこの検討はやはり続けてまいります。

いまの受給者の方々が、かつて退職した校長先生が、自分の教え子が二十年ぐらいたって退職をしたという場合に、自分の教え子であった、しかし退職時は校長であったという人が受ける恩給の額というものは、退職時の給料になりますから、当然、二十年前の恩給で同じ校長の立場で退職された者とは、これは大きな隔たりがある。したがって、早くやめられた人々が、いま一応教育者の例をとりましても、自分の教え子のものからして恩給よりも自分はこのように少ないというふうな陳情等は、絶えず私の手元にも手紙なり直接なりあります。その間の事情は、ことに早くやめた方が高齢の方でありますだけに、私としても無視できない御意見であると考えて検討いたしておりますけれども、いまここで私のほうで、スライド制をすみやかに約束しようといひましたら、また勇み足になる可能性もありますので、この点は十分検討させていただきます。

○鬼木委員 毎たびあなたは検討する検討するとおっしゃるけれども、受給者の方はだんだんお年をとられる。毎年毎年、検討する、検討すると言つても時は待ちませんから。

そこで、私が言っていることはよくおわかりだと思いますが、それはそのつどそのつど考慮してやっておるという。しかし受給者の方は、やはりそこに制度化して、これは公務員給与にスライドするのだというはつきりした明文がないと、皆さん御安心なさらないのですよ。しかも、そのつどそのつど優遇するとおっしゃるけれども、事実は優遇してないのだから。それは昨年よりもことしがよくなった、ことしよりも来年がよくなったという、その点は毎年これは上がつておるでしょう、四十四年、五年、六年と。それはわかっております。しかしながら、もともとこの算定基準とい

うものが法制化されてないから、そこで受給者の皆さん方に満足を与えることはできない。今回の恩給の増額も、公務員は二・六七%でありますが、一般は一〇・一%、これだけの差がある。恩給受給者には物価が安いのだ、現公務員は高いものを買っている、そういうことがあるわけがないと思うですね。むしろこれは、生活水準、あるいは職分の問題、いろいろあると思いますし、それだけじゃないと思いますけれども、今日わが国の物価の値上がり等を考え合わせました場合に、事実、消費者物価が年金、恩給の実質的な価値を低下させておられるのです。これでは受給者の方々が納得されるわけがないと思う。しかも十月に上げるようになっていて、一般公務員は五月です。ここでもすでに半年の差がある。そして四十五年の調査で四十七年の十月から、そうするとこれは二年半ある。それだけおくられておるのです。ようございませうか。それをほつきりしてくださいよ。公務員は五月、公務員の皆さんは、四月にしてくれ、一月月おくられると、こうおっしゃっている。ところが恩給受給者は二年半おくられる。そうなりますと、物価あるいは公共料金というふうなものから見て、受給者にとっては、生活の維持という点において非常に大きな不利益をこうむっておられる。これはどういふふうにあなた方はお考えになっておられますか。その間二年半ありますよ。冗談じゃありませんよ。公務員諸君だって、月給を二年半の後に上げる、そんなことで承知はできませんよ。だったら、これは当然恩給は二年半前にさかのぼるべきですよ。そういう点は一体どういふふうにご考へておられますか。長官でも局長からでもいいから、その点ひとつ……。

○平川政府委員 御質問の趣旨は二点あると思います。まず第一点は、四十七年度の恩給改正におきましてとっておる公務員給与は、四十五年度の公務員給与であるという点でございます。御承知のように、昨年の八月末において概算要求をする時点におきまして、われわれが恩給法二条ノ二に基づ

く国家公務員の給与というものをとる場合におきましては、その時点において施行されておる公務員給与をとるというところは、これは当然のことかと思ひます。したがひまして、結果といたしまして公務員給与は四十五年度の公務員給与をとる、すなわち、昭和四十六年三月までの公務員給与をとる、こういうことになるわけでございます。

もう一点は、現在実施しておる十月実施を四月にやる点でございますけれども、御承知のように、現在恩給受給者は二百八十二万人おります。この人たちにつきましては、四月実施にいたしますと、四、五、六、七月に支給することになりますけれども、御承知のように二百八十二万人というのはわが国の年金の中で最大の受給者の数でございます。実はわれわれといたしましては、この恩給証書作成につきましては、八月を中心として毎日三百五十人程度の学生アルバイトを二カ月間採用しまして、それによつて証書を作成いたしまして、十月に間に合うような体制をとつてまいっております。これが実はずっと続いておつた制度でございます。事務的な問題といたしましてはそういうことで、いわば恩給の給付時期が伝統的に十月実施ということになっております。これは、これはなほだ申しわけないことでありますけれども、そういうことになっておりまして、そういうことでございましてから御了承願ひたいと思ひます。

○鬼木委員 恩給の受給者が二百八十二万人も大量の方がいらつしやる。だから、これは事務処理のためにアルバイトの学生まで雇つてやつておつて、手が足らぬから十月からにするというふうなのは、これは根本的に理由にならぬです。恩給受給というのは当然の権利ですよ。法的に恩給を受けることとる権利を持っています。法的に恩給を受けることとる権利を持っています。それをこちらが手が足らぬから十月からにするのだ、そんなことは私は最もよくないと思ひます。だって、手が足りるようになって恩給を支払うように当然やるべきだ。では、国家公務員の方々でも、今月は手が足らぬから俸給は来月に回すのだ、そう

いうことで承知できますか。あなた方だってできますか。事務当局がさげぬから今月の給料は来月に渡す、それで生活ができませんか。そういうことは断じて許されませんよ。一般の受給者の方が、手が足らぬから、四月にやるべきを十月にやるのだなんて、そんな答弁では絶対に納得がいかない。しかも四十五年の公務員給与だ。それが今度四十七年の十月からという。二年半もおくられてしまつておる。そのように恩給局は手が足らぬのですか。だったら、足るようになぜ総務長官はやらないのか。これは国民不在、国民を無視した政治です。どうですか、長官。そういう答弁が成り立ちますか。国民に対して、手が足らぬからおまへたちに渡すべき金は十月にまで延ばすのだ、そういうことを言つて、国民は承知されますか、長官。

○平川政府委員 私の表現が非常にまずかつたと思ひますが、その点については訂正いたします。先ほど申し上げましたように、手が足らぬからというのではございせん、たとえば四月実施といたしますと、四、五、六の三カ月分を七月に支給しなければならぬわけでございますけれども、実際問題といたしまして、われわれといたしましては、それは定員とかそういう問題ではなくして、実は恩給局のみならず、いま先生が言われましたように、この支給は国家公務員の支給と違ひまして、各省庁が支給しておるわけではございせん。郵政省を通じて末端の郵便局におきまして支給する、こういう体制を整へましてから、しかもその額において一銭のあやまちも許されぬ、そういう体制のもとにおいてやるわけでございますから、やはり慎重を期さなければならぬという一面もございませう。

それから、そういうことになりまして、手数の問題もありませんけれども、いろいろ機微的なことを考えまして、一番正確に早く、しかも御承知のように、恩給は過去に遡及適用したということとはほとんどございせんから、そういう意味におきまして、受給者の手元にちやうどいい時期にと申し

ますか、間に合う時点と申しますと、十月というのが実は非常に適当な時点ということになるわけでありませう。そういうことで過去十数年間十月実施という線が引かれておるわけでありまして、そういう点で御了承願ひたいと思ひます。

○山中國務大臣 まず第一点の、ことしの改定にとつて言ひますならば、四十五年の国家公務員給与を四十七年十月からやれば、二年半おくられる。まあ二年半という正確な表現はちよつとどうかと思ひますが、しかしながら、予算要求積算の根拠というものは恩給法第二条の二に基づいてやるわけでありませうから、實際上公務員給与というものが確定しておるものを根拠にせざるを得ません。したがつて、昨年の八月時点においては、四十六年当該年度の公務員給与というものは法律も何も通つておりませんし、それを根拠にすることがきわめて困難であるばかりでなく、ましてや翌年度、すなわち本年度の公務員給与というものを前提にして予算を組むことは実際上できないわけなんです。したがつて、その意味において一年余りのおくらが出るという点については、私も事実問題としてそのことは肯定せざるを得ませんが、これをどのように作業するかについては、もう少し実態というもののについて、具体的にどのような作業が可能であるかという問題は研究はいたしてみます。しかしいまの仕組みの中では、きわめて困難であるということでありませう。

それから第二点の、公務員と同じように四月ないし五月に交付を開始しろという御意見については、今回の恩給法改正もすでに五月の末でございますから、したがつて、法律が通りませんと、実際上の証書の書きかえその他、作業というものも始めることは許されませんし、それをさかのぼつて給付するということは、また財源当局あるいは法制局というものと十分に意見の調整をしなければなりません。この第二点の問題は、国会が恩給法改正を通していただけることが前提であるということに確信が持てないと、どうしても作業開始ができないということもありません。しか

士官以下三号、尉官につきましては二号、それから佐官以上は一号の格づけは正をやっております。御承知のように、兵の公務扶助料につきましては三号上がりますから、それに一〇%のベスアップを加えますと、二五・二%のアップ率になります。これを傷病恩給にも及ぼしたわけであります。

ます。

○鬼木委員 軍人の格づけを加味して、そうして二五%のアップにした。それでは百四万円になった根拠はどこにあるのです。

○山中國務大臣　これは当初、そのようなままでの慣例を踏まえての普通のアップ要求をいたしたわけでありますが、しかしながら、公務によるそのような重度の障害というものを受けておられ

る方々の実情その他の考えまして、さらに公務員等の災害あるいは年金等の場合に考えられる、相当と思われるような障害者というものに対する額等を考慮いたしまして、その過程においては、も

もちろんこれは政府・与党の立場において協議もいたしました。党側においては、そのような立場から、最低限百四万円というものを最も重症の人から、保障をしてあげるべきであるというような強い要

請等もありまして、したがって私としては、そのような情勢を踏まえ、そしてまた、先ほど申しました他の一般の公務災害年金等を考えながら、それは許されるべき当然の金額である、また、そう

断をいたした次第であります。

○鬼木委員 それは、いろいろな重傷病者の方に
お気の毒だ、それはよくわかります。だから、今

度八六%上げていたのだということは実にありがたいことで、これは一〇〇%上げていただければなおいい。さぞかし受給者の方は喜んでいらっしやる。私は非常に喜びにたえないのでございませう。

すが、他の受給者との格差があまりにもはなはだしい、そういう諸情勢を考え、あるいは事情を考え、あらゆる点から総合観察してこうなした、八六%も上げていただいた、そういうことが可能であるならば、なぜほかの受給者の方々も上げてい

ただけでないか。これでは恩給局が不信を招くのではないかと思ふ。あなたの方のお考えは非常に根拠が薄弱だ。これは悪く考えると、何かそこに政治的な圧力があつたのではないか、何かこれには思惑があるのじゃないか。なぜそれでは他の方々も全部上げていただけないか。恩給局から出したものが、これは多過ぎるというて削られるというふうなことはあると思ふのです。だからわれわれは、受給者の皆さん方のお気持ち、あるいは受給者の皆さん方の生活状況、現時点で非常にお困りになっておられるから、これだけのことを要求した、しかし、刀折れ矢尽きてこれだけに減らされたというのなら理屈はわかる。恩給局としては当然こまでせひという線がなければならぬはずだ。その線というものが非常に不明朗だ。だから、私が先ほど言いましたように、七十万円というところで出されたというその根拠が非常にあいまいじゃないか。これは与党としても、こういう点も考え、こういう点も考え、こういう事情も考えてこつたのだ。じゃ、その考えをなぜ恩給局は最初からいれないのだ。重傷病者の方は気の毒だ、だったらなぜ概算要求する場合にさように要求しないか。恩給局の要求のしかたがずさんじゃないか。百四万円に上つたというところが合理的でなければならぬとするとすれば、恩給局の見込みは、すこぶるずさんで、すこぶるあいまいな、いいかげんなものであつた。不信を招くという点はこのように考えられますか。

私、誤解のないように何回も繰り返しておきますが、上げていただいたことはほんとうに双手をあげて賛成もするし喜んでおるのです。どんなに皆さん喜ばれるか。じゃ、なぜほかの人もそのとおりにしないか、ほかの方がかわいそうだ、こういうことを言っているのです。恩給局として權威がないじゃないか。その点をしっかりと納得するような答弁をしていただきたい。他の一般受給者の方は、なぜおれたちはこんなに低いのだ、四月からさかのぼるといってもそれもやらない、わずかに一・一%。それは軍人の予算には格づけ

をしてある、号俸も上げてある。これまたあとでお尋ねしますが、その点をしっかりと納得するような御説明を願いたい。

○平川政府委員 それでは百四万円の内容を御説明申し上げます。

これを決定いたしました根拠は二つございませう。まず第一は、実は恩給審議会の答申で、先ほど大臣が言われましたように、一般的な考え方だけを示した答申の内容のものがございまして、傷病恩給につきましては実態を踏まえた答申があるわけなんです。それを見ますと、傷病恩給年額を決定する場合におきましては、その傷害の与える影響、内容等を考慮して、かつ他の公的年金との調整もやりながら決定すべきであるという答申が出ておるわけなんです。そういうことについて、実はわれわれとしては事務的に数年来研究してまいつたわけでありまして、実際問題といたしまして、はたして一項目の額は何万円が適当であるかということ客観的にすばりきめることは非常にむづかしいかつたわけでございます。

しかしながら、研究は怠らなかつたわけでございますが、今回ここに至りました経過を申し上げますと、内容は、まず第一は、現在の国家公務員の給与の平均号俸が五等級九号でございます。五等級九号の人が国家公務員災害補償法及び共済組合による年金の一等級、これは若干、向こうの恩給の一等級とこちらの一等級が全く同じ内容かどうか、これは問題がありますけれども、一番上のクラスでございますから比較しますが、それに比べて、五等級九号の人が受ける金額は百二十万円でございます。実は百四万円と一項目を申し上げましたが、そのほかに、御承知のように増加恩給でございますから、必ず普通恩給が併給されます。これは九万四千円くらい。それから俗に介護手当と申しまして、これが三万六千円付される。それから家族加給、妻一人と仮定いたしますと二万四万円。全部足しますと百十九万円、約百二十万円になる。こういうことで、われわれといたしましては一つのめどを置いたわけです。

もう一つは、実は先ほど公務扶助料との関連を申し上げましたけれども、軍人恩給の復活しました当時におきましては、公務扶助料が二万六千七百円であつたわけでありまして、それが今回、公務扶助料の最低保障という制度を取り入れまして、二十四万円にいたしましたわけでございます。二十四万円が二万六千七百円に對しまして八・九七倍になるわけなんです。そのときの増加恩給を見ますと一萬六千円でございます。この一萬六千円を公務扶助料の二十四万円と同じ率でもって、要するに、軍人恩給が復活した当時における増加恩給の一項目と、それから公務扶助料の額率を持つてくる二百四万円になるということでございまして、いま申し上げましたように、一般公務員の人が受けるであろうといういわゆる年金額と、それから軍人恩給復活当時における公務扶助料と恩給の一項目のバランス、両者考えまして百四万円という数字をばじいたわけでありませう。

○鬼木委員 それはあのことであつて、概算要求をする場合に、それじゃなぜあなた方は、いまあなたの御説明のように、五等級の九号が国家公務員の災害補償によつて二百二十万円得ておる。だったら、なぜ最初から二百二十万円という概算要求をしないのですか。そういうことがわかつておりながら七十万円要求したというのは、おかしいじゃないですか。恩給局の専門家が、そういうことをわかつておりながら、一般と同じように、去年は五十五万円であつたから、これに千編一律、みんな一緒にひくくめて二五%増しでひとつ要求しておけ、そういうことでは、恩給局たよりにならぬということになるじゃないか。あなたがいま御説明のようなことがわかつておるならば、九万四千円、あるいは三万六千円、あるいは妻の場合には二万四万円、こういうものを合算いたしまして約百二十万円になる、そういうことがわかつておりながら、七十万円という要求をしたというのは一体どういうことか。だから向こうから百四万円と来た。恩給局というものはあつてなきがごときものだ。だから私の言うのは、この傷

病者の方々をこうしていただいたことはまことにありがたいが、それじゃ他の方も、なぜもつとあたたかい気持ちで考へて出してもらえないのか。あなたの方のほんとうの算定基準というものがすこぶるあいまいであつて、これじゃ不信を招きますと私は言つておる。その点を私は聞いておるのです。これは長官、どういふふうにか考へればいいのか。長官なかなか知恵者だから、ひとつ知恵しほつてどうですか。

○山田政府委員 先ほど申し上げましたように、恩給局としては、長年の慣例による普通の積算による要求は七十万円であつたわけでありまして、しかし、当初、軍人恩給復活のときのバランスの問題から考えると、その後、傷病についての恩給はややバランスを失つていたという点は確かにあつたわけなんです。しかしながら、これを恩給局自体が本年度直ちにそれを実施すべきかどうかについての決断は、おそろしくしかねたことだらうと思ふのです。しかし私は、大臣としての責任において、今回の予算はいわゆる福祉予算であるといふようなことも一方において私も言つておる。その中でも最も気の毒な者は、生存しておつて、かつ重度の障害を受けておられる方々である。これは軍人恩給だけにとどまらないわけでありませうけれども、これらの人々は、やはり当初のものと姿勢に戻つて、あるべき本来の姿にすること、並びに文官の普通の公務災害あるいは年金等に関する実際の積算等がおおむね百二十万円あたりにある、その金額に相当するといふようなこと等がございまして、したがつて、政府・与党のいろいろの会議もいたしました、私自身としては、百四万円という金額にするのが妥当であるといふことで、私の判断でもって事務当局に対してその作業を命じた。その作業の積算の根拠は、先ほど恩給局長が申し上げたとおりの積算に立つものであります。そういう経過でございます。

○鬼木委員 事情わかりましたよ。だけれども、いま長官の御説明のように、軍人恩給が復活したその当初のものと姿に戻すといふようなことにこ

うなところがある。だから私の言うのは、この傷

病者の方々をこうしていただいたことはまことに

としては福祉予算であるから、そういう点を加味して百四万円は妥当であろうと自分は判断した——よくわかります。だったら、そういうことを踏まえて、なぜ最初から要求しなかったのか。それでは恩給局の権威はないじゃないか。先ほど私が言いましたように、そういうすべてのことを勘案して百二十万円出したところが百四万円に削られた、万やむを得ない、こういう点で自分は了承した、こう長官がおっしゃるならわかるけれども、ずいぶんかけ離れた七十万円というようなものを概算要求している。これでは恩給局というものは政治不信を招きますよ。その点を申し上げているのです。局長、どう考えますか。

○山中国務大臣 これは局長を責めていただけのものでもありませんが、恩給局の予算要求でありまして、これは総理府の予算として私が責任をもって要求をいたすものであります。したがって、事務当局並びに私を交えた最終判断の予算要求の段階においては、そのようなことも議論はいたしましたけれども、一挙にそれだけ持つていくことは、いわゆるいままでの大蔵との予算要求の積算の基礎等から考えて、あるいは慣例等から考えて、一ぺんには無理であろうという判断で、私自身がそのような要求をいたしたわけでありました。しかしながら、軍人恩給復活のときのバランスというものが戻るといふことでありますから、そのバランスが失われてきていたといふことは事実であります。したがって、私の政治判断によつて、それを大蔵との間に政府として合意をしたといふのが経過でございます。恩給局としてはやや機械的な忠実な作業をしたといふことは言えると思ひますが、その点で恩給局は不信を招くといふことはないと私は思ふ次第であります。

○鬼木委員 それは見解の相違であつて、不信を招きますよ。いま長官が御説明のように、そういう点を勘案してなぜ出さなかったのか。そうすれば、さすがに恩給局はほんとうに受給者の点をよく考えてくれている、ありがたい、こういうことになるわけなんです。だから、恩給局は責めてく

れるな、局長は責めてくれるな、おれの責任だとおっしゃるが、でありますならば、私は長官に對してますます不満だ、その点を強く私は申し上げたいのです。

でございますから、いまるる御説明がありましたように、傷病恩給の受給者に対してこうした処置をとつたことは非常に合理的だ。だから将来は、他の年金に対してもこのように大きく増額をしてあげる。まず手始めに傷病恩給受給者を多額に増額したが、ほかの受給者も十分増額をするのだ。これはその一つの手始めだ。これを契機に他の恩給受給者も十分恩恵がこうむられるように、まず傷病恩給受給者を優先したのだ。次はどういう受給者、次はどういう受給者と、次々に恩給受給者が恩恵がこうむられるようにやっていく一つの手始めだ。だから他の受給者の方を考えないのじゃない、十分考えている。そのためにやつたのであつて、ほかの皆さん方も喜んでいただけたらいいやうだが、今回は格差が非常にないはだしいやうだが、必ず他の皆さん方にも喜んでいただけたらいいやうにやるからというお考えならば、私また考えが違つてきます。その点、長官どういふやうに……。

○山中国務大臣 この傷病恩給の改正をいたします際に直接配慮しなければならぬものは、法律的に言いますと公務扶助料であります。これも御承知のように、二十四万円といふことにいたしましたわけでございませう。これは最低保障額、その額に達せざる者はその額を支給するといふことにしたわけでございませう。しかし、これから恩給の受給者としての件数がふえるわけではありませんで、減つていく一方でありますから、今後、遺族並びにその他の受給権者に対して、国は、法律的に響かなくても、その配慮については全部に響かしていく必要がある、この点はまさにおっしゃるとおりであります。いいことであつても片手落ちはしてはなりません。私もそう思ひます。

○鬼木委員 それを聞いて私もやう承いたしましたが、事実私らのところにもたくさん陳情が来て

おるのですよ。そして皆さんのおっしゃること、山中国務大臣に非常な期待しておられます。これは長官が、まず傷病恩給受給者をぐつとよくして、そしてあとの受給者にも自然的によくしていただく前提であらうと、陳情に見えた方であらうに言つていらつしやる方もありました。そのように将来に明るい希望を持つていらつしやる。いま長官の御答弁によつて、他の受給者も自然的によくなるように自分は考えたい、たといふことであつても片手落ちは自分の好まぬところだ、こういうふうにおっしゃつておりました。そのとおり、私、丁承してございませうか。

○山中国務大臣 そのとおりでございますし、順序をつけるとよろしくありませんが、受給者の中で、次に遺族、そして高齢者といふやうに、最も早くいゆる温情ある配慮をしなければならぬ人々に、逐次そういうふうな配慮をもつて進めていくべきである、そのように考えます。

○鬼木委員 そこで、次にお尋ねしたいのでございますが、高齢化の対策でございませう。今回の法改正の中で遺族の方あるいは傷病者、高齢者、これは私がきょう冒頭に申し上げましたやうに、比較的優遇がされておるといふのでございませうが、先ほど局長が言われたやうに、軍人関係の号俸には格づけがしてある。ところが一般の文官に対してはわずかに一〇・一%。しかも一般文官の方で、だんだん年をとつていくなつて、高齢で恩給のみで生活を維持していられる方がほとんどであります。これはまことにお気の毒であります。先ほど長官が言われましたやうに、昔に退職した人ほど悪い。ずつと過去に退職された人ほどよくなく、非常に不利であります。しかもいま長官もおっしゃつたやうに、これは恩給はだんだん減つていく。なくなつていく方もあるのですから。こういう点から考えました場合に、文官の受給者の高齢化対策が私は今日問題になつておるといふ。高齢化対策、これは現時点においては大きな問題になつております。こういう点については、非常に恩恵をもつて鳴る山中長官でございませうから、さ

ぞかし何かあたたかいお考えがあると思ひますが、少しでもお漏らしいただければまことに幸いと存じます。これもまた、はっきり言つと、おまえが先走り勇み足と言ふやうじゃないか、決してそういうことは言ひませんので、あなたの腹案、あるいはお考え、あるいは計画がございましたならば、お漏らしいただきたい。

○山中国務大臣 この点は私も検討いたしておつたわけでありませうが、今回は過去の文官の累次にわたる引き上げ等から考えて、一方において、旧軍人であつた者のバランスがやや失つておるといふ点の是正をいたしておるわけでありませうが、先ほど私が例にとりましたやうに、相当早く退職した方、あるいは最近——最近と申しましても相当古いのですが、それよりかおくれた方たちとの間のバランスを失つておる点がある、これは私のほうから申し上げたとおりであります。したがつて、これらの問題については、年次による差があるわけでありませうから、それらの点の実態等も大体わかつておりますから、これらをどのやうに是正できるか。また、残り少ない老後をほとんどそれを中心にして楽しみに、あるいは唯一のたよりにしていらつしやる方々について、私自身もいろいろの陳情を受けておりますので、これらの具体化できる案を採用できるかどうか検討をいたしておるところであります。

○鬼木委員 この点につきましては私はぜひ、いま長官がおっしゃいましたやうに、恩給受給者の高齢化対策といふ点については十分配慮を願ひたい、かやうに存じておるものでございませう。長年公務員としておつとめになり、そして先ほど申しましたやうに、わずかな恩給で、しかもお年を召して、それのみに生活の根拠を置いておられる。非常に私はお気の毒だと思ふ。本年は福祉予算だといふことで長官もおっしゃつておりました。が、ぜひ高齢の恩給受給者に対してはあたたかい措置をしていただきたい。幸ひにして長官も私と考へは同じのやうでございませうので、いまここで即答をどうだこうだといふことは——具体的にし

ていだとおっしゃるわけですが、そうもいふかと思ひますので、ぜひこの点は御配慮、御努力をお願いいたします。ようございませうか。

○山中国務大臣 種々検討いたしておりますので、なるべくそのような御期待に沿ひ得るような案をつくり上げてみたいと、事務当局においてもそのような検討はいたしておるところであります。

○鬼木委員 次に、これはいつぞや長官にも私はお尋ね申したことがあるのですが、恩給外所得による普通恩給の停止基準額ですね。この引き上げが多少は緩和されておるようでございます。老齢福祉年金を二万七千六百円から三万九千六百円に増額する。しかも普通恩給等の受給者については、その併給限度額を現在の福祉年金相当額から六万円に引き上げる、そういうようなことがこの概要に書いてあるようでございますが、この法律の該当事項といふか、その人員、それから総額はどれくらいあるのか、その点ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○平川政府委員 いま先生の御質問の趣旨はこういうことかと思ひますが、恩給外所得の停止されておる額と現在の人員でございますか、そういうぐあいに私は聞いたわけでありまして、現在、停止人員は三千五百五十六名、停止年額は二億七千万円でございます。

〔委員長退席、坂村委員長代理着席〕

○鬼木委員 それではひとつ長官お尋ねします、恩給外所得年額の停止の問題ですが、わずかに三千五百人で、しかも額にして二億七千万円、これだけの金を国が与へるべきものを差し引くと、どれだけ国家予算にプラスになるのですか。こういうのをぜひとらなければ国家財政に困るのか。人員にしてわずか三千五百人、総額わずか二億七千万円ぐらゐな金を、気の毒なわずかな恩給をいたしている方に併給しないで、わずかそれだけの金がどれだけ国家予算にプラスになるのか。ぜひ国家予算にそれだけ必要なんですか。その点ひとつお尋ねしたいのですがね。

○山中国務大臣 これは、国家予算の立場から恩給受給者の方々にそのような制限を課して、そしてわずかにばかりの金額がそれで浮いたという気持ちには全くありません。しかしながら、いままでのそういう法制上、完全な併給というものが認められていないということがありましたので、私としてそれをまだ完全に廃止するというところまでいってまいりますが、その点について、国家財政の立場から恩給受給者を圧迫するというような気持ちは毛頭ないということだけは申し上げておきます。

○鬼木委員 審議会の答申の中にも、こういう制度は存置しなくとも税法上の措置によつては目的を達し得るものであるというところが出ておるのですよ。今日ではこの制度を存置しなくとも税法上の措置によつては目的を達し得るものであるとともに、この裁定に要する事務手続はすこぶる煩雑であり、行政事務の効率化の観点からもこれを存置する必要性ははなはだ乏しい、こういうふうな審議会の答申にも載つておるわけなんです。審議会の答申を全部まるのみにせよと私は申し上げておるのじやありませんけれども、これは答申にはつきり載つておるのですよ。それをあえていつまでも、額にして二億七千万円、人数にして三千五百人、しかも国家予算にこれがどうだこうだというふうなことをなさないという長官のお話。さすればなぜこういうことをなさるのか。ほんのわずかなことではしょう。普通恩給の受給者については併給限度額を現在の福祉年金相当額から六万円に引き上げる、こういうことになりまして、六万円以上恩給もらつておる人はもう老齢福祉年金はもらえない、かように解釈ができると思ひます。つまり、現行でいけば二万七千六百円、それが六万円もらつておる者は老齢福祉年金はもらえない、こういうことになつておるのです。わずか三千五百人ぐらゐで、金目にして三億円定らず、そういうような金をなぜ制限しなくてはならないのか。しかも、いま長官がおっしゃるやうに、何もこれは国家財政にどうだというふうな関連性は

ないのだ。この恩給受給者というものは、これは所得とみなされておりますので、課税されております。税金は取られておる。しかも恩給は基本給俸給の三分の一。これは御承知のとおり、ここにまた制限されておる。また税金は取り上げられ、そして恩給外の所得は、これはまた併給を許さない。制限をする。これでもか、これでもか、これでもか、弱者はいじめられるということになるのですよ。この制度はけだしよくないですね。長官いかにがお考えになりますか。

○山中国務大臣 この恩給審議会の答申で、その次に「さしあたっては少なくともその停止率を制度創設当時の率に改める」ということが書いてありますから、これはすでに御承知のやうに実行いたしました。二割ということをやつたということでありまして、いまの併給制度の問題、ちよつと厚生省の問題でありますので、私どものほうで常職程度の事務的な説明であれば、厚生省のことであつても説明いたさせてもよろしいと思ひます。

○鬼木委員 それはわかつています。私もそれは社労関係だと思ひます。福祉年金のことですから、これは厚生省関係だと思ひます。しかし、皆さん方のお考えとして、こういうことに所得制限をするということはどういうことにお考えになるか。これは率直に言うて、われわれは恩給はそのまゝ出しているのだ、いささかも制限しないで出しているのだ、あとは厚生省のほうで老齢福祉年金を併給しないという方がやつておるのだから、私たちは関係ない、そうおっしゃれば、それで根も葉もない、話は終わりだ。それはよく承知しております。

これはまた裏を返して言えば、おれたちはあたりまえに恩給を出しているのだという皆さん方のお考え。実際は、せっかくの恩給は全額出しておるのに、福祉年金もらえば制限される。そこに受給者としては非常に不愉快な状態になるのだから、ここは一本、あなたの方のほうから厚生省と合議さるべきではないか。そういう意欲があるか。進んでそういう点を話し合ひお気持ちはある

のか。それはもう厚生省の問題だ、われわれは関知するところではない、こう言われればそれで終わり、根も葉もない、こういうことを私は言つてゐる。どうです。

○平川政府委員 併給制限の問題でございますが、御承知のやうに、遺族、傷病者の福祉年金の併給限度が、去年は准士官までであつたものが、ことしは中尉まで無制限に併給できるということになってきました。そういう意味におきましては、恩給が併せられておりましたも、遺族、傷病者に対する併給限度というものが逐次上がつておるというところは、いま先生が言われましたやうな趣旨が、そのままだではございせんが、相当実現されておる、私はこのやうに考えます。基本的には、先生が言われましたやうに、恩給は恩給として給し、かつ、御承知のやうに福祉年金は、他の公的年金を給せられない者に對して給する制度でございますから、理論的には若干問題はあつたかと思ひますが、やはり遺族、傷病者といふ人々たちに対してできるだけ厚遇するといふ趣旨には、われわれ自身も当然賛成でございますから、また現実にはそういう歩みを若干歩んでおるわけでございまして、今後、そういう点につきましては、さらによつて厚生省のほうにもいろいろ申し入れをしたい、相談にも応じたい、このやうに考えます。

○鬼木委員 その点は理解します。先ほどの恩給外所得に対する停止基準額の引き上げですね。これは本年のはこに出ておりますが、これを長官どのやうにお考えになりますか。わずかもらつておる恩給外所得による停止というところは、これは非常に私は過酷だと思ひます。がね。まだこれに對してはつきりした御答弁があつておらぬが、これは関連しているから、併給制限の問題、時間の関係でいま急いでやつたのですが、制限はもうすでにされておるのだ。恩給は三分の一と制限されておる。それから課税されておる。これは所得だとみなしてあるのだから、税金をばんとかけてある。その上にまた恩給外所得でかげんする。この点はあまりに酷だと私は思ふ

のです。この点、局長どのようにお考えになるか。

○平川政府委員 先生の御指摘のいわゆる恩給額の一部停止の問題でございますが、これは恩給額が三十二万円以上の人でありまして、かつその方が恩給外に百六十万円の所得がある人に対して、その二割の範囲内で停止するという制度でございます。

御承知のように、昨年の改正によりまして、二割までもとの制度から引き下げたわけでございますが、御承知のように、これを撤廃するかどうかという問題でございますけれども、確かに恩給審議会の答申にはそのように書いてございまして、われわれも検討してまいったわけでございまして、実は恩給制度は、たとえば最低保障というように社会政策的な考え方もかなり入っております。したがって、そういう底上げのほうを一本やっておりますし、社会保障制度は、御承知のように、高額のほうにおきましては、高額のやうり制限がございまして、たまたま恩給も、いわゆる恩給外所得がある程度ある方につきましては、これはやはり所得制限といえますが、高額所得の制限をしておこうということも、全く意味がないことではないと考えられますし、先生が言われるような趣旨もよくわかりますし、実はわれわれとしては検討しておる最中でございます、四十七年度予算編成の段階までには、撤廃すべきであるという結論には達しなかつたわけでありますけれども、考え方としてはいろいろあることは、われわれ十分に承知しておるわけでございまして、

○鬼木委員 だから、これは私はすみやかに撤廃してもらいたいと思う。今度の所得外による恩給の停止の基準額が、いままでは二十九万円ということになっておつたのが三十二万円になったんですね。三十二万円といつても、月額にして三万円足らずですよ。今日三万円足らずで生活ができればとお考えですかね。こういうところに基準を置かれるのがどうもおかしいと思うのですよ。そういうところが全然酷だと思ひます。そして百四十五

万円を百六十万円にそれぞれ引き上げる。百六十万円といつたつて月に十四、五万円だ。そしてこれを停止したからといつたつて、わずかに三千五百人、そして三億円足らず、国家予算には何ら関係がない。この財源が国家予算の大きな財源の根拠になるのだ、このために大きな事業ができるのか、こういうことにこれを充当するかどうかということがあれば、またその点を私は承りたい。大臣は言っているのです、そのことは国家予算には関係がない。だったら、わずかに三億円足らずの二億七千万円、人員にして三千五百人くらいの人をもぎ取るという、そんな酷なことをしなくてもいいのじゃないか。将来は撤廃すべきだというやうなお考えですが、将来といふことは、五年先でも将来、十年先でも将来。もう少し具体的に、局長ひとつ御答弁願ひたい。

○平川政府委員 実は、御説明のようなことになつて恐縮ですが、三十二万円の根拠は、二十九万円に今回の恩給のベースアップ率一〇・一％をかけたものでございまして、

先生が言われるのは、私は二点あるかと思ひます。現在の制度はやむを得ないものとしても、まず第一にその金額をある程度上げるべきではないか、こういう御意見もあるかと思ひます。基本的には、将来の理想像としては、こういう制度は一切廃止するという考え方のうちに承知いたしまして、たけれども、その過程として、はたしてそういうベースアップ、このやり方がいいのかどうかという問題もあるかと思ひます。いま申し上げましたように、実は低額恩給所得者に対しては、最低保障制度という一これは恩給制度はもとと最低保障制度にはなじまない制度なのですけれども、やはりこれをある程度底上げするといつたわけでありまして、そうしますと、必ずしも恩給の本質が変わつたわけではございませんけれども、やはり底上げしますと、ある程度恩給を持っておられて、かつそのほかに百六十万円の所得を持っておられる方に対して全く停止しないで

いいかどうかというやうな判断が、実はわれわれとしては、四十七年度予算をつくる段階においては、決定的につきかねたわけでございまして、

経過はそういうことでございしますが、先生の言われることは、恩給審議会の答申にも載つておりますので、われわれとしてはその点よく承知しております。もう一つはありますし、いろいろの角度から検討はしてまいりたい、かように考えております。

○鬼木委員 どうも答弁が抽象的で、私はまだ納得できないが問題は二点あるとあなたおっしゃつた。第一点は基準をすつと下げるといふことですね。逆に言えば基準を上げる。それが一点と、今度のこの改正案では、二十九万円を三十二万円と、こう引き上げてある。たつた三万円しか上がつていない。たつた三万円ですよ、引き上げが。それから百四十五万円が百六十万円、十五万円、それの総額が二億七千万円、該当者は三千五百人、そういううちなことをやらないうで、将来は撤廃していただきたい、私が言うのは、こういう方々もだんだん減つていくのだから、ですから将来は撤廃していただかなければならぬが、まずさしあつたつてこの基準をもつと引き上げてもらいたい。あなたのおっしゃつた一点と二点とあるのを、まず最初の一点は引き上げてもらいたい、こういうことですね。それに対してあなたの御回答がはつきり何も出ていない。ただ説明ばかりだ。その点ひとつ……

○平川政府委員 われわれ事務局でございますから、そういう答弁をしたわけでありますけれども、先ほど来から再々申し上げておりますように、先生の御趣旨は、あるいは恩給審議会の答申の趣旨は、十分了解しておるつもりでございます。ただ、そういうものを實現する過程といつたしまして、われわれ事務的としてはいろいろ考えなければならぬといふことでございまして、その考え方を二点申し上げたわけであります、これらにつきましまして、今後さらに真剣に検討してまいりたい。私の事務当局としての答弁としてはそ

の程度が限界かと思ひますが、真剣に検討してまいりたい、このように考えております。

○鬼木委員 それで私が先ほど申しましたようにこの恩給審議会の答申にも、こういうことをやるということは、すこぶる必要性が乏しい、しかし、「さしあつたつては少なくともその停止率を一度創設当時の率に改めるとともに」云々、こう書いてある。「さしあつたつて」ですから、これはもうここから消えるべきはずなんです。「さしあつたつて」といふことは永久にということじゃないのだ。ものの解釈といふものは、これは正しく解釈しなければいけませんよ。「さしあつたつて」ですから。だから、もう、恩給審議会が答申して三年も四年も五年もたつておるのだから、さしあつたつてはもうあつたでしようけれども、これは将来は当然消えていくべきものなんです。そういう根拠が乏しいと書いてある。この本文、これが主体になるものであつて、これはすべて、法律であるが、こういう答申であるが、読み方によつてどうでもなりまふけれども、正しい読み方は、本文が「行政事務の効率化」云々つとあつて、「これを存置する必要性ははなはだ乏しい」といふこと、これが本文なんです。「必要性ははなはだ乏しい」といふこと、これが本質的な問題なんです、所得制限の問題については、こゝででき手がぱんと一本打ち出されて、あとは、ただし「さしあつたつて」、こゝから来ているのです、「さしあつたつて」といふのが五年も十年もじや困る。

よく法律に、当分といふやうなことが書いてある。これは「さしあつたつて」、こゝから来ている。当分とは書いていない。「さしあつたつて」、こゝから来ている。そうすると、よく法律でやるのです、当分何々することを得、こゝから来ている。終戦後二十五年も三十年もたつておつて何が当分だ。当分といふのはほんのちよつとのことだ。いかですか。それで、こゝから来ている、法律に当分何々することを得、こゝから来ている、だからこゝから来ている。それじゃちよつとすまぬけれども、当分これを押借する、二十年も三十年

もが常識上当然と言えののかと言うのだ。あんなのはでたためですよ。「さしあたって」というのは、ほんのいまということなんですよ。「さしあたって」というのが五年も十年もじゃ、そんな「さしあたって」なんて、ふざけちゃいけませんよ。長官はいまちょっと食事に行ったからなんだけれども、長官はこの問題を取り上げてさっき読んで。愚かなことを言うなと思つてば黙って聞いておつた。だから、私は事務屋でございましてあなたはおっしゃる。だけれども、これは当然あなた方が考えられるべき問題ですよ。長官が何と言おうが、こゝは「さしあたって」と書いてあるじゃありませんか。あなたは答弁であんなことをおっしゃつたけれども、もう四年も五年も、そんな「さしあたって」なんてあるわけがない。いかがですか。あなたに文句を言っているのじゃない。私はこの文章を解釈して言っている。私は国文学の専門ですから、文章はどのようなにも正しく解釈する。

○平川政府委員 私は、「さしあたって」という解釈につきましては、別に御意見を申し上げる資格もございませんからあれですけれども、確かに先生が言われたように、十年間がさしあたってかどうか、私自身もはなはだ疑問を感じるわけです。そうではなくて、私の申し上げたいのは、この考え方を實現する過程を、われわれとしてやはり事務的にはいろいろ考えなければなりませんから、そういう過程の方法として事務的には二つの方法もあるように私は考えるわけです。それを、「さしあたって」はこういうことで、事務屋と言いましたけれども、そういう過程を頭に描きながらわれわれとしては事務的に検討してまいりたいということが、事務屋の答弁としては限界ではないかというところを申し上げたわけでございます。

○鬼木委員 この問題はまた長官が来たらちよつと話しておこうとは思つたのですが、いずれにしましても、恩給審議会というのから答申が出ておるわけなんですから、これは諮問機関として諮問しておられるのだから、私は、やはりある程度す

なおに答申は守るべきだと思ふ。これは全部が全部答申どおりやれ。答申どおりできればなおかつこうだけれども、それは取捨選択することもあり得ると思ふのですが、こういう点は、確かに受給者の不利になることならば、私は答申といえども考えなくてもいいと思ふ。しかしこれは、わざわざ受給者の利益になるように、恩給受給者に喜ばれるような答申なんですよ。だからこれははつきりしているんですよ。必要性が乏しいと、びたつと本文で示してある。ただし、いまは「さしあたって」と、こうなっているのだから、もう「さしあたって」の時点は終わっているのだから、それを強調しておきたいと思ふのです。事務当局の責任者として再三三考をさせていただきたい。

次にお尋ねをしたいのは、私のところにも先ほどから言つたように、私は決してでたらめを言っているのじゃありませんよ。こんなにくさん、署名捺印で陳情が来ているんですよ。恩給、共済年金受給者の処遇改善に関する陳情書、鬼木勝利殿と、私に來ている。そこで、重点要望事項はたくさんあります。大体いままでも順を追つて私がずつとお伺ひしたことがみなこれに入つていますが、その中で特に皆さんの要望していらつしやることは、恩給の最低保障年額、今回も多少上昇はしておるようでございます。この資料に載つておりますが、「長期に職者に係る最低保障額の引上げ」「七十才以上の場合は二万円、七十才未満の場合は九万六、〇〇〇円となつてゐるが、他の年金制度の最低保障年額を勘案して、一二万円を一三万四、四〇〇円に、九万六、〇〇〇円を一萬四〇〇〇円に増額するとともに、七十才以上を六十五才以上に改める。なお、扶助料はそれぞれの額の半額である」。このように今度変わつておるわけでございますが、この陳情をなさつておる方々の陳情の大事なことに、恩給月額は平均約一萬五千元であるのに対し、昭和四十七年度において改正を予定されている生活保護法の生活補助額は、一級地における六十五歳以上の夫婦世帯で月額二萬六千六百円、女一人で一萬六千七百円であ

るから、恩給、共済年金受給者の生活を安定せしめるためにもこの金額を必要とする、だから恩給、共済年金の最低額を二十四万円に引き上げること、つまり、月額二万円を最低保障額にする、こういう陳情であります。これは別個陳情も参つております。恩給、年金の最低額を年額二十四万円に引き上げを行なうこと、これは中国のほうから來ておる。この点に關して、生活保護法の扶助料と恩給の最低額の今度の改正を考えた場合、これは恩給受給者の方々は非常に御不満であらうと思ふのです。一級地において六十五歳以上の御夫婦が二萬六千六百円。ところが今度の改正では十一萬四千四百円。十一萬四千四百円に一万円足らずです。まあ七十歳は六十五歳に改めるといふことになっておりますけれども、これでは生活保護をもらつていらしやる方よりも半額ですね。これはむしろ、生活保護を受けていらつしやる方々も非常に御気の毒な方々で、ぜひ生活保護費はもつと上げてもらいたいと思つておるのです。これはあなたの方の所管ではない。厚生省の所管ですから別問題ですが、少なくとも生活保護の支給額以上にでもしてもらいたい。二十四万円に引き上げることという切なる希望ですね、これはあなたの方はどうに考えているか。こういう点をお考えになつたことがございませうか。現在の一級地における生活保護の支給額と恩給の最低保障額とがどのようになつてゐるかというやうなことをお考えになつたことがあるか。またどういふふうにお考えになつておるか。

○平川政府委員 生活保護との關係を考えたことがあるかという御質問でございますが、最低保障額というものはなくて、現在受けておられる恩給年額、これと生活保護との關連がどういふことであるかというところは事務的に検討したことは確かでございます。これは先生の御質問に直接答へることにはなりませんけれども、実は私のほうで調査しました結果、一般の文官恩給でございますけれども、この年平均額が二十八萬五千円なんでございます。それから生活保護のほうは、これ

は私も四級地で一人の場合をとつたのでありますけれども、それとりますと、生活保護は十五萬八千円なんでございます。その比較はやつたことがございませう。そうすると一般文官が二十八萬五千円でございますから、四級地で一人当たりの生活保護費が十五萬八千円だといいますと、大体全部数字は上回つてゐるのでございませうが、それでもなおかつ十五萬五千円の四級地の生活保護より下回つてゐる人が約一七％くらいございませう。そういう調査はやつたことがございませう。

○鬼木委員 一般恩給受給者が二十八萬円平均だ、それから生活保護が十五萬八千円ということですが、それは平均であつて、最低保障額、最低額ということの調査にはならぬと私は思ふのです。非常に凹凸がありますからね。だから平均によつて最低保障といふことは私は考えられない。最低保障といふことは、やはり實際を調査しなければわからぬと思ふのです。一番低い人もあるのですから。また非常に高い人もある。だから、あなたがいまおっしゃる通りに、二十八萬五千円といふところはわかります。だけれども、この陳情は恩給受給額が最低の非常に少ない方を上げるといふことなんですね。最低保障額を二万円に押えるといふことなんですね。そこをお尋ねしてゐるのです。そういう点はどうですか。

〔坂村委員長代理退席、委員長着席〕

○平川政府委員 実は十三萬四千四百円の根拠でございますが、これは御承知のように、昭和四十一年に、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、本来恩給といふのはいわゆる社会保障制度ではございませぬから、最低保障という制度はなかつたわけでありませうけれども、ごく低額のものを引き上げるといふことで、四十一年に初めてそういうものを導入したわけでありませう。そのときに何をめどにしたかと言ひますと、いわゆる厚生年金の定額部分の最低保障額を持つてまいつたわけでございます。それが六万円だったわけでございます。その六万円を九萬六千円に改正いたしました、それを今四十一萬四千四百円、六十五歳以上の

者につきましては最低比例報酬部分を加えまして十三万四千四百円と、こういうぐあいにしたわけでございますから、この制度の根拠は厚生年金保険における定額部分の最低保障額を持つてまいったわけでございます。

現実にごの給与で適用を受ける人間が三万一千人ぐらいますけれども、この内訳をよく見ますと、文官といえますのは、これは警察官も含めてありますが、その中で一番多いのはやはり警察官でございます。警察官は、御承知のように十二年で恩給がつかまします、しかも任用制度が非常にきびしいということで、場合によっては巡査で十二年間を終わるという方もおられるわけでございます。まして、仮定俸給がわりあい低い。そうなりますと、やはり場合によっては、十三万四千四百円あるいは十一万四千四百円以下の人が出てくる。こういう人のためと申しますか、そういう方々が適用者としては非常に多い、こういうことになるわけでございます。

○鬼木委員 あなたのおっしゃるとおり、事実そういうことがあるからこうして陳情になっておると思うのですがね。むしろあなたのおっしゃるやうに、これは生活保護法とは違うのですから、それはわかりません。わかりますけれども、やはり恩給受給者の方が長年公務員の生活をなさっておって、老後の生活をなさるのにはある程度の權威を保っていかねばならぬということになれば、やはり最低二万円の保障ぐらひはしていただかないと、こうした陳情も私はまことにごもっともだと思ふのです。

いま長官お見えになりましたが、いいですか、長官こういうことです。ここにこんなにたくさん恩給の改善について陳情書が来ているのです。これはいへんなものですよ。恩給、共済年金受給者の処遇改善に関する陳情書、全国の会長は自民党の福田さんですよ。それからこれは福岡県のはうから私に來ているのですが、福田さんの署名捺印がしてある。それで鬼木勝利殿とこう來ている。その内容は、いままでずっと申し上げてきて

いるわけですが、特にここに一つ、いま恩給局長にもお話ししたのですが、恩給、共済年金の最低額を二十四万円に引き上げることという最低額の問題、これは額は申し上げませんが、最低額を引き上げてもらいたいというところは、いつか私も問題はしてお話ししたと思うのです。恩給月額平均約一万五千円、旧法の共済年金は平均約一万三千円であるのに対し、昭和四十七年度において改正を予定されている生活保護法の生活扶助費、これはまあ社会保障の問題ですから、おれたちは関係ないとおっしゃれば、さっきのお話と同じでこれは関係ない。ですが、生活扶助では、一級地における六十五歳以上の夫婦世帯で月額二万六千六百円、女一人で一万六千七百円、こうなっております。生活保護というものは社会保障の問題だから、恩給とはちよつと意味が違ふ。むしろそのとおり。ですけれども、恩給を受けられる方としては、生活保護のほうでは二万六千六百円もつてゐる。われわれは今度上がって十二万円が十三万四千四百円になった。あまりに懸隔があり過ぎる。これはむしろ性質が違ひます。社会保障とこちらは恩給、公的年金、こうなっているのですけれども、受給される方にしてみれば、あまりにも懸隔があるものだから、これはひとつ何とか恩給法を改正していただいて、こゝまでしていただきたい。これは私が言うのじゃなくして、受給者の方から全国からこうして陳情が来ている。これには、私は長官も一考も二考もしていただかなければ困ると思うのです。その点ひとつ、長官どのようにお考えになりますか。

○山中国務大臣 もちろんおっしゃるとおり、生活保護とは全く別な考え方のものと恩給問題としてとらえなければならぬが、しかし、国民常識から考えて、生活保護というものは、収入の道もほとんどなく、そして自由主義経済のもとで最も落ちこぼれて底辺になつてしまふ人々に対して、国が最低の生活のための保障をしようというものであることは間違いない。一方において、恩給というものは、過去のその人の功歴が國家に貢献し、社會に貢献したことに對する當然の權利として國家が給するものでありますから、生活保護を下回るといふことは、これは常識上やはり比べきを得ない問題であると思ふのです。しかし、恩給の積算の基礎は、受ける權利というものが前提でありますだけに、勤務年限、あるいはまたその人の退職時の俸給等が當然計算の対象になります。したがって、最低額の引き上げにあつても、これは比喩よりはいろいろあると思ひますけれども、生活保護より低い金額にしか到達しない方がなおかつ存在してゐる。この点は、私もどうしても心にひかかる問題の一つであります。かといつて、現在の恩給の積算のしかた等から考えますと、どうしても勤務年限等の關係で、金額から見れば、ただそれだけを比較すれば低い人が出てくる。この点は明らかに私としても問題があると思ひます。

また、遺族の方々あたりの御陳情を受けて、私が最も説明できない、むしろつらい立場の應對をしなければならぬ一つのいわゆる表現上の比喩の問題として、交通事故で死んで、道ばたで不慮の死を遂げた人でも五百万円は出るようになってゐるではないか、しかし自分たちの肉親というものは、國家のために信じ切つて犠牲になつた人たちである、その交通事故の死者よりもはるかに低い遺族に対する措置を國がしているということについて、自分たちは納得がいかないという点を言われますと、私も一言の返すことばもないというやうな現象が他にも存在していることは、私はこれは否定できないと思ひます。しかしながら、恩給制度といふものはそういう條件によつて成り立っており、そういう仕組みでございますので、それらのひつかかつております点も、生活保護の面とは比喩でもない問題ではあります。しかし、恩給の最低支給額の引き上げ等にあたつて、逐次、そのようなことは念頭に置きながら、改正を今後進めていかなければならぬと思つておる次第であります。

なお二十四万円も厚生年金の二万円年金ということを一応念頭に置いて考えたわけでありましても、これは逐年のペースアップ等によりまして、二十四万円の最低額が無意味になる年はやってくるわけでありまから、そういった場合には、それにふさわしい最低保障額というものも引き上げをする予定でおるわけでありま。

○鬼木委員 いまの長官の御答弁と私の考えは大体一緒だと思ひますが、公務員の方の勤務年数とか、その当時の給与の關係とか、それはいろいろあると思ひます。あると思ひますけれども、常識的に考えて、生活保護の皆さんのお受けになつておる支給額よりも下回るといふことは、何といつても皆さん納得できないだろうと私は思ふのです。でございますから、先ほどからいろいろ議論申し上げましたように、長官としては恩給受給者の皆さん方に事務上つけるわけにはいかないけれども、なるべくまあ恩恵がこうむれるやうに努力したいという先ほどの御発言もありましたので、その長官のあたたかのお気持ちに沿つて將來ぜひ再思三考していただきたい、こういうことを私はお願い申し上げたいと思ひます。

時間が一時までの約束で、大体一時になりました、ゆつくりできないのでまことに残念でございますが、もう一、二点お尋ねを急いでいたします。

外国政府職員恩給の通算の問題でございますが、日満ケースの方で、昭和二十年の八月八日以前に死亡した方に対する通算の問題であります。しかも昭和二十年八月八日前に、自己の意思によらず、國策によつて官吏を退職され、そして他に転職をせしめられたという方に対する通算でございます。これも私に陳情が來ておるのでございまして、「自己の意思によらず政府の都合によつて官吏を退職し、他に転職した者については、官吏退職時までの期間は當然に通算されるもの」と期待しておりました。また、四十五年五月の通常國會衆参兩院內閣委員會において、山中總務長官は「恩給審議會の答申で認めた項目につい

ては、四十六年度において全部を実施する」と繰り返し言明しておりますので、私達はこれを信じておりましたところ、取り残されたのですから諦めきれません、こういうことがいわれております。自己の意思によらず、国策によって退職して退職金をせられたという方、それから昭和二十年八月八日前に死亡された方、これも同様で、日本の現職官吏から満洲国政府等に招聘された者の中で、在職中に病氣その他で死亡した者の中には日満通算十七年以上の者がおられますが、こういう方々は前項と同視すべきである、同様に通算措置を講じていただきたい、この二つの問題でございます。二十年八月八日以前に自己の意思によらず退職して退職された方、それから二十年八月八日以前に死亡された方、これを全部通算すべきである、こういう問題でございます。どうですか、おわかりですか。

○平川政府委員 まず、第一点にお答えいたします。

御承知のように、外国政府職員の通算条件といまして、昭和二十年八月八日まで外国政府職員として在職することを条件としております。理由は、終戦という事態がなければそのまま外国政府職員として在職し恩給通算されたであろうという方々に対する、いわば特例的な一つの措置でございます。したがって、昭和二十年八月八日以前に退職したという方々については救われなかったわけでありまして、今回、実は昭和二十年八月八日以前であつても、たとえば満洲国政府の職員から内地の公務員になったような人につきまして、しかもその内地の公務員で二十年八月八日までおつた人は、満洲国政府職員として二十年八月八日までいなかっただけでも、その条件を満たす者とみなして通算する措置を講じたわけでありまして、したがって、二十年八月八日以前にそのまま退職してしまつて公務員でないという方については、依然として従来の考え方から、これは通算することは適当でない、こういうことになりまして。

第二点の二十年八月八日以前になつた方でございますけれども、これはわれわれとしてはまことにお気の毒だと思ひますけれども、この二十年八月八日という線をつくりましたのは、先ほど申し上げましたような考え方によるわけでございまして、やはりそこまで在職しておつたというところが絶対的な条件でございますが、ただ満洲国の軍人で二十年八月八日以前になつた方でも、日本人である場合、日本人であつてもちろん召集を受けたというような場合で死亡された方につきましては、われわれとしては事務取り扱い上処遇しておるわけであります。

○鬼木委員 だったら、日本におられて、それから満洲へ行かれて、そして二十年八月八日以前に国策によつて退職させられたという方も通算することです。それから、二十年八月八日以前に死亡されてもそれは通算する、こういうことですね。

○平川政府委員 もう一度はつきり申し上げますけれども、第一の点は、二十年八月八日以前に退職されて、その退職金が自己の意思によらず日本の公務員である場合に限り、かつ日本の公務員として二十年八月八日までに在職したという場合においては、外国政府職員として二十年八月八日まで在職した者と同視するというものであります。二十年八月八日以前に退職または死亡された人は、原則として通算行為が、軍人につきましては——日本人ですが、満洲国の軍人ですね。その死亡した方につきましては通算するという措置を講じております。

○鬼木委員 それでは再認識。昭和二十年八月八日前に、自己の意思によらず国策によつて官吏を退職し日本公務員となつた者は通算する、これでいいですね。それから第二点において、日満ケースの者の中で、昭和二十年八月八日前に死亡した場合、軍人であればこれは通算する、こういうことですね。そこで次に、これは冒頭にもいろいろお話し申

上げたのですが、今後の問題として、五十三項目の諮問に対して二十六項目くらいは是正すべきであるという答申になつて出てきた。そこで五十三項目の諮問の中で、不可というものがまだ残つておるわけでございまして、これは私も全部そのまま答申をのめというのを言つておるわけではございませんが、冒頭にお話し申し上げましたように、今後新たにまたいろいろな情勢の変化等で問題が出てくると思うのです。たとえば今回の日満ケースのごときのも、これは新たにでてきた問題なんです。そこで、こういう問題については十分チェックしていただいて、今後新たにでてきた問題でわれわれが研究、討議をしなければならぬ問題はこういう問題だ——先ほど長官は、これはわれわれの責任において十分温情的に受給者の皆さんの心をよくそんたくして、そして全きを期したいという冒頭のお話でございしたので、これは何言つても同じですけれども、ただ答申のみに従えというわけじゃないのだけれども、それはあなたの方の自主的なお考えもおありであるうし、権威ある恩給局の皆さん方が研究に研究を重ねていらつしやと思ひますので、今後恩給問題としてこういう問題が残されておる、こういう問題、こういう問題は検討すべきである、これはどういふふうによつていくのだ——簡単にいへば将来のビジョンでございますが、それを私は資料として提供していただきたい。こういう点についてはまだ残された問題がある、こういう点はどういふふうによつていきたいと思います、こういうような点を全部チェックしていただいて、そしてこれを資料として出していただきたい。これは将来大いに参考になりますので、もし皆さん方のお考えが足らなければこちらから追加します。こちらから申し上げます。そこはもうまことに卓越したお考えをお持ちの長官でございまして、私どもが考える以上のことを考えていらつしやと思ひますので、その点をひとつ、私どもも勉強になりますので出していただきたい、こういうふうによつて考えますが、長官どうでしょう。

○山中国務大臣 いま資料で出すことも、別段お断わりするほどの問題でもありません。しかし、やはり印刷物にいたしますと、それについては政府の見解ということになりますので、根回しが必要ということになると、またしりすばみになるおそれもありますから、たとえば二十六項目は方向をはつきり示しておりますから、そのとおりに昨年度予算までで解決をいたしました。なお、先ほどの傷病恩給の問題等を含めて三項目は、検討をしなければならぬ問題としての課題を含んだような表現がされておる。明確にだめだと言われているものもあります。したがって、明確にだめだと言われているものについては、やはりやや検討も消極的になると思ひますが、たとえば先ほど、その中間のケースであると思はれる恩給外所得との併給制限等の問題は、これは基本的に昭和八年のその思想というものが取り入れられたのであつて、まあ緊縮財政ですね、そういうことはおかしいんだ、本来とるべき姿ではないんだ、しかしさしあたりは発足当時の制度に戻らないというふうなことは、さしあたりということでは実施しております。しかし、基本的にはそういうことがあることがおかしい、いまは時代が違うという言い方が前提になつておりますから、こういう問題はやはり検討しなければならぬ課題の一つに入らうかと思ひます。そういう意味で、いまの満洲の問題は、戦死当日をもつて召集された方とみなしてお扱いをいたしておりますが、しかし、満洲だけという者が、旧陸軍省の募集通達、そういうものに基づいて行かれた方が満洲経歴だけで終わられて、なおかつ、公務員経歴等もなくして生存しておられる方々の問題とか、いまおっしゃつたような、その前に自分の都合でやめてしまつた人たちはどうするかという問題は、これはなかなかむずかしいと思ひますが、それに付随する隣接部分、周辺部分というのがあります。私は、恩給という問題は、いつまでも疑問点、あるいはまた問題点を残しながらやつていく問題

じやなからうと思ひます。これは今後、先ほど来申しておりますように、不特定多数、将来に向かつて受給権者が発生する問題でありませんで、既得権者というものは限られておりますし、その周辺部分の該当者は何人かということまで、時点をとらえれば判明するわけでありまして、それらの問題はなるべく早く結論をつけて、そして、やはりどう考へても無理なものには無理であるということで、御納得を得られまいまでも、政府の方針は明確にしなければなりませんし、問題点がありそうだと思う問題で、当事者は熱心なわけでありまして、それらの人たちにこたえられる、あるいはどこまでこたえられるかというような問題を明確にする責任が政府にあると考えます。

それらの問題は、文書で差し上げること、後日また論議の種にもなりますし、一応は、この審議会の活字になっております答申、その答申の中で、やるべきでない、必要はないというものについてはやや消極的であるけれども、問題点含みであるという問題については積極的に洗い直しの努力はいたしますという答弁でもって、政府の姿勢を私から表明することにより、かえさしていただきたいと思います。

○鬼木委員 長官としての御答弁では、やや消極的のように私は考えられるのですが、あなたは非常に勇気あり、決断力がある、しかも賢明な長官だと私は思つておつたが、これを書類にするというところから問題が起るというふうな、そういう右顧左顧するような、逡巡した態度では私はいかぬと思ふんですよ。あなたはあれもつくれたじやないですか。恩給の早わかりというかな、手引きまで。これは文書になつていないのですか。文書になすと問題が起るおとしやうが、あれはあなた、りっぱなものができていますね。だから、これは各省どこでもやあ経済白書だ、防衛白書だ、やれ産業経済白書だ、みんな白書を出しておる。恩給白書なんてそんな大がかり

なものをだせと私は言つてゐるわけじやないのですよ。諮問された五十数項目の中で、こういう点はこう考へてゐる、こういう点はこうだ、こういう点はこうだというのを、それこそプリントでもよいし、パンフレットでもよいし、鉛筆の書きなりでもよいから、何も、それによつて——これこそまだ具体的にどうしようという決定じやないんだから、何もそうへきえきなざる必要もなければ、日ごろの勇敢な、勇気ある長官らしくない。それは喜んで出しましょう、皆さんがそれほど協力していただければまことにけっこうだから、あなたの方のような、もう恩給のくろうとで、一から十まで、一を聞けば二がわかるというふうな方とは違ふんだから、よちよち歩いてゐる右も左もわからない者が、教えてくださいと、こう言つてゐるのに、それを逃げるというのはいかぬ。いかぬがですか、出して下さいよ。

○山中国務大臣 これは、打ちあけた話をしますと、私もたそがれ内閣の閣僚ですから、もう余命幾ばくもない総務長官、私が来年度予算編成までやるのが確実であるという場合等においては、私自身が恩給局を交えて十分に検討をして、こちら辺までは私として決意をしたというふうなことは、私の責任において資料としてお出しすることとは可能だと思ひますが、おそろく来年度予算編成は私ではない。確実でありますから、そうすると、そのようなものを出したことによつて——私は、大蔵省と三年間恩給予算をやりまして、三回やりました。結果として皆さんのところに出てきたものは、幸いにして何とかかつたがつておりますが、なかなか容易なことではありません。そうすると私の後任閣僚に対して迷惑を及ぼしはしないかというのを考へて申し上げました。したがつて、打ち明けた話でありますから、いま申し上げましたことにかへて、恩給審議会の答申各項目中、すでに実施した二十六項目、これはもう省略してもよろしうございますが、だめと言われ

てゐるものは幾つであつて、こういう内容である、そしてなお検討すべき含蓄のある表現であるものは幾つでこういうものである、そういうものについては検討をしたいというふうな、参考資料としての提出であるならば、まあ、そこらぐらゐまでならよろうと思ひますから、そういう作業をさせて委員各位にお配りをいたしたいと思ひます。

○鬼木委員 いや、まことにけっこう。それでいいんです。私は、何もあなたに負担のかかるような、あなたが御迷惑なさるようなことは、日ごろ大いに尊敬をしてゐる長官の不利になるようなことは決して……。おれは予算を出すのは今回限りだ、この次は、あなたはもつと、もつとというとは、はなはだことが悪いかもしれぬが、重要な位置につかれるかもしれぬ。ますますあなたを信頼しておるがゆゑに申し上げるので、われわれが、あまりこういう長官は当てにならぬぞ、たいしたことはなから、これは口ばかりじやと、こう思へば、私はあなたにこういうことはお願いしない。少なくとも、権威あるあなたがお願いしたこと、いろいろ計画されたことは非常におわれに有益になるし、またわれわれの勉強にもなるから、その点においては山中長官は確かに権威者だ、長官に聞けば大体のことはできるぞということ、あなたが信頼したのがゆゑに私が言つておるので、それほど信頼していただいて、まことにありがたい、幸せでございますと、こう言ひべきなんです。それをそんなことを言つてゐるのはちよつとおかしい。でございますから、ぜひそういう点を出していただいて、私らが勉強の手引きになるようにお願いしたいと思ひます。それで、今後いづれにいたしましても、ひとつ恩給受給者の問題につきましては、たとえ閣外に出られようとならぬまいと、格別の御高配をお願いしたい、かように存するわけでありませう。

たいへん長いこと恐縮でございます。ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○伊能委員長 午後二時より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時二十分休憩

午後二時二十五分開議

○伊能委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○大出委員 問題点が幾つかございまして、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大出俊君。

○大出委員 問題点が幾つかございまして、国家公務員災害補償法の手直しをするということになりますと、一つは、国家公務員災害補償は、御存じのように、年金があり一時金があります、その一つの基礎に退職金という問題もあるわけでございます。全員の関係という意味ではありませぬけれども、たとえば、なくなつた方の例をとれば、国家公務員災害補償法に基づく遺族年金なら遺族年金という問題になる。あるいは一時金という問題になる。その場合に、年金というのはいかにくれないわけでありまして、退職金というのはいまの現状のままではどうにもならぬという気が私はいたします。そういう意味の関連がございまして、退職金の問題をどう考へるか。それから、ざぱりそのもので申し上げれば、国家公務員災害補償法の特別公務のワケというのがございまして、これは規則制定権をお持ちの人事院との関係でございまして、これも、実はいまこ

こで難談をしておりますが、これも、実はいまこからこの際、百分の百二十五なるものを百分の百五十にする、こういうことになるのですが、しかし、町の中で盗み、どろぼうした人をつかまえた警察官の方が、そこでおなくなりになるようなことが起こつた場合に、これは世間の耳目を集めますと、学校の先生が子供さんを海水浴に

連れていつて、おぼれかかったからというので、先生自身が助けに入つて、先生が死んで子供が助かったという事例だつてある。これは一体どう考へるのか。あるいは行政機関の中には、水防であるとか、砂防であるとか、あるいは林道その他の修復であるとか、いろいろなものがある。あるいは各省の建築関係の方々の中でも、設計をして、さて工事の監督をやつていくという過程で死んでいく人もいる。そうすると、はたして警務機関のような形のところに重点が置かれたこの特別公務のワケというところでいいのかという問題は出てくる。私は、その種のワケは要らないんじゃないかと思つてゐるんですが、そういう問題を少し掘り下げてみたい、こう思います。

それともう一つ、基本的に私は給与の絶対額が高くなければならぬというふうに思つてゐるんですが、そして退職金の絶対額も高くなきやならぬ。そうでない、諸手当とか、あるいは死亡にまつわる割増しだとかという問題が間々出てきがちでございまして、そういう意味で、論点が三つございまして。

そこで、まず最初に、これから人事院の調査をなさることしの公務員の賃金、ここからひとつ承つておきたいのでありますが、総裁が笑つておられますけれども、話が落ちる場所に落ちるようになつておられます、もう調査にお入りになつたんですか。

○佐藤(達)政府委員 もう入つております。

○大出委員 入つておりますか。そこで、調査対象企業につきまして、公務の性格なり規模なり、あるいは態様から見て、企業規模五百人以上とするという長年の懸案がございまして、これを一顧だに与えず、あるいは顧みずすに調査に入つてしまつたと、こういうことでございまして。

○佐藤(達)政府委員 結論を先に申し上げますと、こゝれも従来どおり百人、五十人という線をやつております。五百人の件は、一顧だにもしないというところではございせんけれども、私どもの基準的な考え方は、これはたびたび申し上げて御承知

済みのことでありますけれども、やはり日本全国の民間企業全従業員の少なくとも過半数をとらえての水準というところでいくためには、五百人にしたのでは過半数をカバーできない。それとにらみ合わせながらやつておるわけで、過半数をカバーするようになれば、これはもう進んで五百人というふうなことになる。あるいは千人になればなおいいと思つておりますが、そういう心がまえでおるわけでございます。

○大出委員 たいへんまことしやかな答弁が出てまいりました。公務の性格、こう言へばもういいわけでありまして、それが五百人規模以上のところをとらえないというところはきわめて不自然だと私は思つてゐるのです。もう調査に入つてしまつて、死んだ子の年を数えるわけにまいりませんけれども、一顧だに私が申し上げたら、そういうわけではいふと言われましてけれども、理論的にはそこらはおわかりのことだと思つてゐますから、心情的に、こゝしは長年の意向というものは尊重すべきもの、だが現実はいさかからというところで、これはお含みおきをいただきたいと思つておるわけでございます。

それから、たいへん閑散とした委員会でございますから、なるべく能率的に進めさせていただきます。要点をかけ足をしたいと思つてゐます。

調査の対象になる職種について、毎回私は申し上げておられますけれども、あるいは教育であるとか医療関係者など、給与決定が公務先導型になつてゐるものがたくさんございまして。こういう職種というのは民間が低い。数の上からいきましたもいろいろの問題がありますけれども、そういうものは対象職種から除外してしまふべきもの、私はこういう気がするのであります。その辺のところは、こゝしはどうお考えになりますか。

○佐藤(達)政府委員 お話のようなことは、従来からも意見として各方面から聞いておるところでございますが、私どもとしては、そのつど申し上げておるようなことでもありませんし、こゝしはその点も従来どおりということで進めております。

○大出委員 従来どおり、従来どおりという答えになりそうでありまして、論点がたくさんありますが、途中省略をいたしまして、高齢者問題などを出してまいります。また総裁との論争になりますので、少しかけ足を申しながら時間も時間をかけたいものがあつたので、そちらへ飛びます。

官民比較の面で、比較給与について、公務の特殊性に基づく給与というものがあつた。これを除外すべきではないかという気がするのであります。この点について、たとえば寒冷地手当なんというものもございまして、たとえばあたりどころについて、どういふ理屈で人事院はこういうものを含めてお考えになるのかという点、まずこの理由をこゝで一べん正式に述べておいていただきたい。

寒冷地給と申しますものは、公務の場合に九百二十一円、そのほかに特手手当なんというものもございまして、これは平均いたしまして四十一円、こういうものを官民比較の面で一体どう考えたいのか。これは本来そのお立ちが公務員に固有のものであつた。そこで、たとえば北海道が長い懸案でございまして寒冷地給をつけるに、當時は、石炭手当というものがあつた、青森に薪炭手当があつた、いろいろございまして、寒冷地給は飛騨の高山あたりまで、あるいは鈴鹿山脈を境に向こうへ伸びていく、こういう時代がございまして。そういう長い歴史がいろいろあつて今日あるわけでありまして、私はこの際、こういうものははずしていったらいいんじゃないかと思つてゐます。そのほかが人事院がこゝしの勧告を出すのにやりのいいのじゃないかという気がするのでありますが、いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 今後問題としては、あるいは研究の課題になり得るかとも思ひますけれども、現在やつておられますやり方は、これはまたこれだけでつぱに筋が通つておる。一口で申し上げますと、結局本俸あるいは諸種の手当というものは、民間においても、われわれ公務員側においても、一種の総額の中の配分の問題として考えておるわ

けで、場合によつては本俸よりも手当のほうに重きを置き、あるいはまた本俸中心で手当のほうは多少軽くするというような関係をもつて動いておる事柄でございまして、私どもはやはり給与の総額というところで押さへることが一番適切であり、その押さへた内容として、今度は公務員としてのいろいろ特殊な種々の事情を勘案して適切な配分をする、そういうたてまえがやはりよからうという気持ちでいまでも持つておるわけでございます。

○大出委員 水かけ論をやり合ひ気はないのでありますけれども、民間の場合にはこの種の手当は額的に見て非常に少ないのです。その意味では公務の特殊なもの、こういう性格だと思つてゐます。だから、そういう意味で私ははたして筋は通ると思う。官僚の知恵で理由はどうでもつけられるものであります。つまり人事院がその気になれば、そういう筋道は成り立つと私は思つてゐるのです。前によほど詰めてこれをやりとりしたいと思ひましたが、当時の事情もありましたので、いままでがまんしてまいりましたが、もうこの辺でははずすべきではないか。これはいまこゝで申しまして、あるいは詰まつた話にならぬと思つてゐますが、これはぜひともこれからの議論の中で詰めてまいりたいと思つておられます。

そこで、これから調査を始めていくわけでございますが、これは例年の例がございまして。そこで、人事院として今年春闘の動きというものをどうおとらえになつてゐるかという点、念のために承つておきたいのですが、公労協なるものは、昨年対比でどのくらいになつたという集計を人事院がなさつてゐるかという点。それから民間のほうには本年春闘でどういふ結果になつたかという点。こゝらの数字がございまして、人事院側で見てこゝうだ、こゝには労働省もおりますが、ひとつその判断をお聞かせいただきたいと思つておる。

○佐藤(達)政府委員 御承知のとおり私どもの立場は、私どもが責任をもつて行ないました精密、的確なる民間調査というものに基つてやつてお

るわけでございまして、その周辺にわたる事情については、もちろん重大な関心を持ってこれを見守ってはおりますけれども、公労協の場合幾ら上がったというように私がお答えいたしますよりも、給与局長がそのほうは万幸心得ておりますから、そのほうからお答えいたします。

○渡辺説明員 まだ春闘全体の最終結果は出ておりませんが、たとえば公労協の比率で申しますと昨年比一〇・六だったと思いますが、金額にいたしまして二百何円、金額は去年より少し高い、率では下がったというふうな動きでございます。

それから民間の春闘につきましても、いろいろ途中の集計等を見てまいりますと、金額では去年より少し上、率では下というふうな傾向でございます。まだ最終的に労働省から発表になっておりませんので、それは今後十分注目をしてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○大出委員 もう一つここで承っておきたいのですが、いまの数字は実は私の手元の数字と多少の相違が出てくるのです。公労協の場合、昨年は一・六六という数字になる。これは公労協側の集計でございます。そして今年が一〇・五八、こういう数字であります。したがってその差は、昨年対比で一・〇八の落ちになっている、こういう数字ですね。

まあ、それはそれといたしまして、昨年の人事院勧告実施を踏まえまして、人事院所管の公務員の平均ベース、つまり平均給与は八万三千五百円くらいに見当になるのじゃないかという気が私のほうはするのであります。今日、大体どのくらいの見当に上がっておりますか。

○渡辺説明員 昨年勧告の時点におきまして、たしか七万三千幾らという数字だったと思っておりますけれども、それに対して、去年八万五千七百七十八円のベースアップをいたしております。なお、その後、昇給等がございまして、それを加えまして簡単な推計をいたしますと、いまお話のございましたような数字に近くなるのではなからうかと

は思いますが、まだ最終的に公務員の実態の結果が出ておりませんので、正しくはその結果待ちというところでございしますが、大むね昨年のアップ、昇給等を勘案いたしますと、お話しのような数字に近い数字になるのではなからうかというふうに考えております。

○大出委員 やはり大体八万三千五百円前後にいくだろう、こういうことになるのです。というのは、なぜこういうことをお聞きしたかと言いますと、このどのくらいにいくかというところを押えておきませんと、どのくらいの勧告が出るかという見当がつかないのです。それでいま承ったのですがね。

ところで、總裁の答弁がございましたが、わがほうは一々給与実態について調査をいたしますから正確無比でございましてと言いますが、必ずしも正確無比でないもので、中身はいつもお出しになりませんし、全くどうも、何を手探りのしたのか、浅瀬を渡ったのか深みを渡ったのか、それもわからぬ。したがって、いつも世の中の民間給与あるいは公労協の給与というものの推移、それと比べてそう大差ないところに行っておれば、中身を見せたくない人事院の調査というものの、まあ、おおむねこんな見当なのだろうという気がする、逆に、だから、ともかく春闘でこれこれ上がって、民間はこうなりましたという数字が出るのですから、公労協はこれこれ上がってこうなりましたという数字が出るのですから、これが世上大づかみに言う賃金の動向なんですね。だから、それを個々に当たってみたらといて、それとともどもないかけ離れたものになったのでは、調査がおかしいことになる。そういう推論しかばくらのほうはできない。皆さん方がお出しにならぬのですから。それでしよう。だから長年私は、民間、官業、特に公労協が、人事院の所管じゃないこれが、どう動いたかというのをながめてみて、その推論の結果に基づくと、人事院の実態調査の結果が出てきたものと比べてみて、まあこのくらいのところなら、それが上であつても下であつても、人事院總裁のおっしゃる、そういういかに

あつても、人事院總裁のおっしゃる、そういういかにげんじやないのだなということになるのです。これは皆さんから反論があつても、お見せいただけぬ限りはしようがないのでございします。そういう立場ではない、われわれ審議する側は。残念ながらこういうわけでございします。調査資料を出していただければ、専門屋を集めてちゃんと計算機をはじいてやればできるのですが、できないのですから。

そこで、そういう意味で実は見当を承つたら、八万三千五百円前後くらいのことになるだろう。まあ、こゝろあたりを基礎にして計算をしてみますと、先ほどのお話の公労協、これは昨年は一・六六、今年が一〇・五八、一・〇八落ち込みになる。こゝろのところを計算をして、昨年の人事院の勧告が一・七四でございしたね。そして金額にして八千五百七十八円の勧告でございした。そうすると、八千五百七十八円の勧告と本年春闘の伸びというものと考えると、大体九千円くらいのことはならぬのじゃないか、大体九千円という気が私はする。九千円をひっくり返して、パーセンテージに当てはめると、一〇・七七くらいになる。金額は高くなるかもしれない。なぜならば、ベースが上がっているわけですから。さつき金額では、比率ではとおっしゃいましたが、その関係で言えばそういうことになる。ところが、どうもこれが九千円を少し落つて、たとえ、昨年の勧告を土台にして、昨年は八千五百七十八円だ。さつきちょっと渡辺さんが言つた、昨年の公労協の数字、私のほうと違ふのでありますけれども、それでいくと、それに三百円ちよつと上積みくらいです。つまり九千円をちよつと欠ける八千九百円前後にいつちやうんじやないか。さつきのお話だとそういう見方を人事院がしておられるとすると、こういう実は気がするのであります。そこで、私のほうは公労協の数字を一・六六、そして本年が一〇・五八、こゝろ見ているのですけれども、どこで一体先ほどのお話とちよつと食い違ふかという点を差しつかえ

ない範囲でお聞かせいただきたい。

○渡辺説明員 公労協なり民間の状況なり、特に民間の状況等につきましては、まだ最終的な発表がございせんのではつきりいたしません。たとえば、額ではちよつと上がつて率ではちよつと下がるというのが一般の大勢のようでございますが、それがはたしてどの程度になるかというふうなこまかい議論になります。私どもの調査は必ずしも民間の春闘を追っているわけではございせん。全体を調査しているわけではございせん。それがどのように反映されてどういう結果が出るかというところは、いまは全く予定の立ちにくい問題でございます。したがって、今回私どもがやりました結果が、公労協並みになるのか、民間並みになるのか、その辺のところをいま予測するということはなほ困難なことではないかというふうに考えておる次第でございます。

○大出委員 昨年に三百円ちよつと上乗せをして、そして八千九百円を上回るか下回るかというふうなところへ人事院の集計結果はいくじやないか。毎年いろいろ私も当たつてきています。そうあまり違った結果になってないですね。実はあなた、ないないと言つけれども、労働省は発表しているのです。あなたのほうでとりにならぬだけです。労働省はここに全部数字があります。私鉄、鉄鋼、電気、造船というふうなぐあいに、ずつと職種別に並べましてね。そして不況下の春闘の賃金の交渉の推移に基づく上げ額、これを見ますと、平均して一・六・五になる。これはまだ定昇その他がありますからね。私はだからそういう意味で、人事院には、こゝろしはせめてさつき私が申し上げました昨年の八千五百七十八円が九千円を額で抜ける、こういう結果でないと、正確な実態調査をやりました、こゝろ言うけれども、なかなか簡単にそうでございしますかとは言えない。こゝろいう実は気が私でするのであります。九千円をちよつと抜けるとなると、一〇・七七あるは一〇・八、こゝろいう数字になってくるのであります。その辺のところまではいって

ただかぬと、つまり実態調査の中身をお見せいた
だかぬ限りは、これは念のためにいまから申し上げ
ておかないと、皆さんはしきりに、実態調査の
結果でございませうからと言つて、そつちのほう
にうまい口実をつけて逃げてしまひますから、
初めから少し念を押しておこう、実はこう思つて
推計数字を申し上げた。ここに議事録に残つてい
ますから、あとになつて皆さんお出しになつて、
どれだけ違つたか、あまり違わないじやないか、
私が言つたのは高いところを言つたから、あなた
の腹の中は下があつて下が出てきた、それではい
けませんぞ、こういうことをいまから申し上げて
おく、こういうわけであります。

次に、実施時期の問題について触れておきたい
のでありますが、どうも人事院は少しおかしくは
ないかという気が私はする。昨年は一理あつて二
理がないというところだつたのですが、ところが
何かこの間二十日に、NHKの朝八時三十分の
ニュースによりまして、本年は四月実施はだめだ
といふのです。来年に向けて検討する、本年の
決着はそんなところだ、なんてね。どうも人事院
といふのもいいからかげんなものと思つて、NH
Kがこんなニュースを先づけて流しちやつて、
それと同じことをお答えになるとすれば、これは
総裁、腹は見えたりということになるのです。こ
れは人事院、NHKのニュースをお聞きになりま
したか。朝の八時三十分、二十日、私は日にちと
時間を指定してゐるのですから、NHKにはちや
んと記録が残つてゐますから、お調べいただけば
わかります。

○佐藤(達)政府委員 おっしゃるテレビはつい見
そびれまして、しまつたと思つて新聞を全部目
を通しました。新聞のほうは、いまおっしゃるよう
な形にはなつておりません。

○大出委員 総裁が見そびれては困るじやないで
すか。それであとで新聞見て、そうなつておりま
せんなんて、安心してはだめですよ。今度、総裁の
答えがそうなつてくれば、このニュースは何もう
そじやないということになる。だから、中にはど

うも人事院さまは、世の中の空気からいつて、四月
実施が片づいてしまふと人事院は用がなくなつて
しまふじやないか、そうすると公務員といふのは、
人事院のまわりをかねや太鼓で歩かなくなつて
しまふのではないか、さびしいことになる、だ
から四月実施くらいはしばらく持つておけといふ
話になつてゐるのだ。これは風のうわさでござい
ますから、風聞でございませうから、信憑性のほど
はしかとわかりませうというまわりの話を申し上げ
て、さて総裁は四月一日実施をどうお考えでござ
いますか。

○佐藤(達)政府委員 申すまでもなく、こちらの
委員会の附帯決議もございましたし、われわれと
しては相当それに力を入れた形には確かになつて
おります。一理から二理、三理に進むこれは一つの
推進力になつてゐるというところは、これは率直
に申し上げるべきだ。しかしながら、まだ検討中
の問題でございまして、先ほどおっしゃつたよう
なNHKのそのように、だめだといふような結
論はもちろんでございませう。組合の皆さんなん
かにお会ひしておりますときには、うしろ向きで
検討してゐる。前向きと普通なら言ふのだけれど
も、これは前向きにやつたのでは、六月実施、七
月実施のほうに行くから、そういう意味ではな
い、正確に言へばうしろ向きだということ、多
少誤差をまじえながらわれわれの気持ちを申し上
げております。したがうして、その方向に向
かつての検討は十分重ねつつあるという段階でござ
います。

○大出委員 四月と五月の間なんてことはないで
しょうね。そうすると四月か五月でしょう。その
方向に向かつて検討、うしろ向き。前向きの話を
するのだけれども、前へ行くこと、うしろへ行くこ
うと、四月と五月のまん中だということはないの
だから、四月か五月なのでしょう。そうすると、
あなたが歩いていくほうが前ならば、これはやは
り四月のほうに歩いていかなければ意味がないで
しょう。これは、五月実施になつてゐるものが六
月、七月だなんて、人事院の権威にかかわる。総

裁の責任問題で、これはできないでしょう。そう
なつてくれば、歩いていく方向は四月のほうにし
か歩けない。四月と五月のまん中は歩けないのだ
から、四月といふことにならなければ、事の理屈が
成り立たないでしょう。何か政治的にぐあいが悪
いのですか。

○佐藤(達)政府委員 よけいな、前向きとかうし
ろ向きとかいふことを申し上げまして、これは
誤解を招いたとすれば、いさぎよく撤回したほう
がすつきりします。その話を聞いた方々は、とにか
くなるほどというふうな顔をしておられましたか
ら、誤解は与へたはずはないという気持ちを持つ
ておりましたので、よけいな笑ひ話を申し上げた
だけということでございます。

○大出委員 それはしかし法制局長官的答弁で
す。

そこで山中さんに承つておきたいのであります
が、昨年は、人事院がお書きになれば奮勇をふ
るつて実施いたします、こゝまでなのですよ。そ
こで、一理も二理も三理もの話なのですが、予算
だつて四月からなのですね。調査もそういうこと
なのですね。会計年度だつてそうなのですね。と
いふことになつてきますと、公労協はどうかとい
へば、これも四月なのですね。そうすると、どう
も人事院だけが飛び抜けて五月だ、五月だ、こゝ
まで来て行つてゐるのはどうもふに落ちない。そ
こらを踏まえまして、私が国家公務員の賃金
の質問を初めて本年するわけでありまして、とい
う意味で総務長官から、四月実施という問題につ
いてどう今日お考えかという点を、あらためてひ
とつお答えをいただきたいと思ひます。

○山中(國務大臣) 人事院の勧告前に私の考えを述
べることは、給与担当大臣として公的な立場にお
いていかかと思ひます。しかしながら、人事院
が勧告をいたします際、これは国会の附帯決議の
趣旨の尊重もされるでありましようし、あるいは
また周辺のたゞいま言われたような四月実施の環
境といふものも配慮されるでありましよう。しか
し、人事院自体が配慮をされるわけですから、私

としてもやはり同じような立場で、今度人事院の
勧告をいかに完全に実施するかという点に配慮が
なければなりません。でありますので、いま、さ
きのやりとりの中でも冗談を言つておられました
けれども、あとしばばれたら、人事院の給与の金
額の問題は別として、問題点は四月実施のみだ、
それをやつてしまへば用事がなくなるといふ話も
ありましたけれども、それが重要なポイントであ
るといふことは私も認めますし、人事院総裁が、
一理あつて二理、三理という話をされましたが、
これは距離の問題ではないのでありますから、一
理があるかないかという問題であつて、私として
は、検討を一生懸命していただいておるといふ段
階において、それを受けて、今度は私の責任で閣
議をまとめ、政府の意思を決定し、国会に法案を
提出する、すみやかに公務員に支給するといふ義
務を果たす以外にありませんので、この委員会の
席上において、私の実施時期についての見解を述
べることは不適当であると考えます。

○大出委員 いずれにせよ、三月といふのはない
のですから、五月か四月しかない。昨年は長官
は、人事院が四月と書けば奮勇をふるつて実施し
ます、こういうのですが、いまの御答弁もそうい
う意味でございませうか。

○山中(國務大臣) 人事院の勧告したことは、これ
はもう完全に政府の責任において実施をいたしま
す、こういうことですから、それは四月実施の点
と限るといふわけではあります。

○大出委員 いま私は、四月実施の点についての
み質問しておりますから、したがうして、四月
実施と人事院がお書きになれば完全にこれを実施
する、つまり四月に実施する、こういうことにな
るわけでございます。

○山中(國務大臣) 非常に巧みな質問ですから、私
がそれにずばり端的に答へると、しからば人事院
総裁、受けるほうはオーケーだと言つてゐるでは
ないかといふことに行くことは間違ひありません
ので、これはやはり間接的な人事院の中立主権侵
害になりますから、私は、人事院の勧告がありま

したならば、実施時期を含めそれを完全に実行するよう努力いたしますし、責任を持ちますということにとどめたいと思います。

○大出委員 四月実施が入っておりますから、かつこうでございます。

そこで問題は、人事院がことしは四月とお書きになれば、実施時期を含めて完全に実施いたしますという総務長官、つまり給与担当大臣の御答弁でございますから、一にかかると、四月とお書きになるかならないかは人事院総裁の責任、こういうことになりました。そこでひとつ、うしろ向きにならなくては困るわけでありまして、やはり四月に向かつて前に歩いていただきたい。まん中はございませぬから、四月に到達をしていただく、そういうことにひとつ御努力願いたいと思ひます。いかがでしょう。

○佐藤(達)政府委員 おっしゃるとおり、これはわれわれの全責任によつてきめるべきことでございます。したがって、政府のほうに受け入れ体制があらうとなかろうと、正しいと信ずることは、これは勧告せざるを得ないという立場におるわけでありまして、それだけまた責任が重いだけに、われわれとしては十分慎重にこれに臨むべきであるということから、先ほど来申し上げておりますように、慎重に目下検討を進めておるということでございます。

それで、三月とかというお話ございましたけれども、よいいなことをまた申しして恐縮でありますけれども、私がかねてここで一理あると申し上げておりますのは、調査が四月だから、それによつて明らかになつた格差であるからということではなく、でありまして、公労協が四月になろうと、民間があるいは三月になろうと、あるいは秋に上がるというところもございまして、そういうことじやなしに、調査時点から押えて、従来は四月調査だから五月から実施するというようなことで、ちゃんと勧告文に書いております。それが間違つていのかどうかの問題に尽きる、そういう性質のものだということを御了承願います。

○大出委員 旧来、人事院が五月、五月、五月、こう書いてこられた、佐藤総裁におなりになつてから。そのたびに政府が、やあ九月からだとか、やあ八月からだ、やあ七月からだ、さあ完全実施だ、こういうことになつてきたわけでありまして、人事院は初めから五月実施と書いてこられた。ですから問題は、つまり政府のほうに人事院の実施時期を実施しなかつた。これが過去の歴史である。だからこゝまで参りますと、完全実施までは年々公務員は損をし続けてきた。人事院の勧告をながめたときに、五月と書いてあつた、ことはやつてくれるか、ことはやつてくれるか、そういつて長年引つ張つてこられたわけでありまして、四月調査であることに間違いない限りは、四月とおっしゃつておるんだから、山中さんは、実施時期を含めて完全実施する、さつきさうお答えになつておるわけですから、これは人事院総裁としてもうこの辺で踏み切つてはどうか。昨年は、そういうことをやりとりしてゐると、新聞にいろいろ書くからPRができる、いわばウォーミングアップみたいなものだということであつたわけであつたのですから、仏の顔も何とやら、もうこの辺で四月に踏み切つてよからう、こういうつもりで、質問しながら総裁の気持ちをそんたくしつつあるのですけれども、たいへん四月のほうに傾いておいでになるので、ぜひ四月まで踏み切つていただきたい。重ねて申し上げておきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 検討しておりますのは、やはり五月のほうは正しいのではないかとこの方向の検討はしておらないかということでございます。

○大出委員 四月のほうは正しいという検討をしておられるということになりますな。わかりました。

ところで、国家公務員災害補償法と関係をおぼしめて退職手当という問題があるものであります。が、三十五年以来あまりないことをおやりになつていない国家公務員等退職手当法でございます。

して、このあたりについて実は総理府に承りたいのであります。退職手当につきましては、調査を私は予算提出でやれとだいたい攻め上げて、たしか三百万かそこらの金でございませうが、調査はおやりになつたわけでありませうけれども、総理府のほうで退職手当問題は決着がつきましたか。

○宮崎(清)政府委員 御指摘の退職手当の調査はすでに昭和四十一年に人事院にお願いいたしております。その際におそらく当委員会でもいろいろ御質問があつたかと存じますが、民間と比較いたしましてむしろ国家公務員のほうがいいのではないかと、こういうような調査でございましたので、そのときには特別の改正はいたしておりません。その後また五年たちましたものでありますから、昨年からことしにかかして、同じように人事院に民間の退職手当の実態調査をお願いしたわけでございます。人事院たいへん御多忙でございまして、実はもう少し早く結果がわかることをこちらは予定しておりましたが、現在、人事院のほうで集計が終りまして、いろいろ調査をやつておられる段階と伺つております。

○大出委員 これは総理府の皆さんに申し上げるのですが、自分のところで調査する能力もなくして、何でも一体人事局は権限の中に退職手当までふんだくつて持つていつてしまつたんですか。人事院にこれを返しませんか。

○山中(國)政府委員 これは権限としてどちらに移すという問題でもないだらうと思ひます。退職手当の問題は、国家公務員の条件すべてに対する所管である人事局、総理府というものが責任を持つてやつたほうがよからうというだけのことです。法制上の問題は別として、人事院のほうから退職手当について独自の調査もやればできるわけですから、そこで意見の申し出等があるというケースも禁じているものではないと私は思ふのです。ですから、そこらのところは無相通じながら、手足がないのにとつたつて、総理府人事局に退職手当調査のために人間をふやすこともどうかと思ひます。

○大出委員 総務長官はさうおっしゃいますが、これは歴史がありましてさう簡単にいかない。ILO特別委員会が国会の中にできて、倉石さんが当初委員長で倉石試案を出したのになつたのです。いまだから申しますが、われわれが便せんいろいろ書いて倉石さんと相談した倉石試案の身といふのは、この人事局の発想は当初倉石さんが出した。そこで、それでは人事局といふものをうか、そして倉石さんのほうの考え方といふものを受けて入れて、逆に首になつた職員が役職員になれないといふほうを片づけるかといふやりとりが実は長く続いたんです。このときに、人事局といふものは一体どういふものをやるんだということ、その分限、所掌の中で分けていった。ところが、倉石試案の段階は、倉石さんとわれわれで話して出したんですから、どうということはないのだけれども、さてほんとうに四三三三、五三三三が通る通らぬといふことになつたときに、人事院からみんな持つていつちやおうといふのです。いろいろなきさつが当時あつた。われわれはなるべし人事院に残しておきたかつた。そういうやりとりがずつとありまして、結果的にさういふことになつておるわけでありまして、この辺で退職手当といふものはほんとうは人事院の所管のほうに残しておいてしかるべきもの、私はさういふふうに思つておるのです。

ただ、ここで一つだけ、いま長官の答弁から出てまいりましたから、答弁はそれでいいのであります。が、さういふふうになつてゐるからと言ひながら、人事院が意見を申し述べることがいけないうのではない、こゝにいまだおつちやつた。そこだけ実はとつておきたいので、私はいまこゝういふ質問

をしているのです。

人事院の意見は出しません。所管じゃございせんから。だから、その調査したものをばんと人事局にほうり出してしまったというだけじゃ困るのです。いいですか、長官、私はいまそこがほしかったから聞いているので、あなたは、人事院が意見を出しても一向差しかえなとおっしゃった。そういう意味で、人事院が退職手当の集計をなさったんだから、しかも総理府人事局、人事院研究課というのは、人についても業務のようなかつこうでやりやになつてゐるから、これも妙な話だと思ふけれども、ひとつ意見を人事院のほうから明確に付して出すという手続をこの際おとりいただきたい。総務長官のほうもそういうふうにお願ひ申し上げたい、こう思いますが、そこらの点はいかがですか。

○山中国務大臣 私に答弁は間違つてゐると思ひませんが、国家公務員法の第二十三条、「人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に關し意見があるときは、その意見を国会及び内閣に同時に申し出なければならぬ」ということで、それから、公務員の給与等に関する意見がある場合において、人事院が勧告の形で意見を出してゐることは、相当広範な立場が与えられておると思ひます。現にいま審議願つてゐる公務災害補償の問題も意見の申し出でありますから、これはそうあまりきつくなわ張り意識的に考えないで、人事院も意見を申し出る前に、意見を申し出る用意がある、政府のほうが実施をしない姿勢を示すならば意見を申し出ますよとか、あるいは、われわれはこういう意見を得るに至つたが、政府のほうで人事局でやりますかとか、そういう話し合いは自主性をおかすものではないと思ひますから、そういう意味で活用していいと思ふのです。

法律上間違ひじゃないと思ひます。

○大出委員 私は、本来人事院制度というものも、あるいは総理府人事局というものも、公務員諸君の待遇を含めて、つまりよくしていこうという筋ですから、だから法的にいろいろあることは

私も承知であります。なるべく効率的に働けるようにという気持ちでございしますから、とやかくは申し上げませんけれども、ここでひとつ人事院に、事、退職手当というものをめぐりまして、つまり国家公務員等退職手当法について意見を申し出るお気持ちがございますね。

○佐藤（憲）政府委員 これはいま総務長官が答へましたとおり、法律の条文からいって、意見を申し出ようと思へば、わがほうとしてはそれが可能であるということと考えております。ただ、勧告と意見とは違ふ、表現は文字としては違ひますけれども、われわれの立場から申しますと、いやしくもわれわれが責任を負つて意見書を国会及び内閣に提出を申し上げたということになれば、勧告の場合と同様に、それは完全に実施していただかなければ、われわれの立場というものはなくなるので、やはりそれだけの責任のあることでございしますから、その検討の結果、これは自信をもつてぜひお願いしようという結論を得るようになれば、それはわれわれとしてもじつとしておるべき形ではない。ただ、勧告の場合はほかに主官庁というものはありませんけれども、そのほかの場面については、いまのたとえば退職手当のような、あるいは退職年金についても同じであらうと思ひますけれども、これらについてははつきりとした主官庁があられるわけですから、それだけにまた横合いから意見を提出するには慎重を期さなければならぬ、そういう気持ちを持つて問題に臨もうという気持ちであります。

○大出委員 だから私は先ほどの議論をするのです。いま総裁が最後にお答へになつたその考え方があるということに、これは問題だ。そんなら何で人事局が全部やらないんだということになる。これは所管庁がある、それはどことだ、総理府人事局である。所管庁があるから、横のほうから意見を言うのはいかなものかという気持ちがある、あえて申し出ることはできるけれども、これが困るというのです。私はだから、人事局で何もできないなら、そんな権限は人事院にやつてし

まえて言うのです。そうならば、ほかには所管庁はないんだから人事院は責任上自信を持つて出す。人事院で出さなかつた、主官庁は向こうだから、向こうさまがやるんだから、頼まれたことだけやつておく、そうなんだと困るから、私はそこは明確にしてもらいたいと思つてから申し上げておきます。そんなにかげんな、中途はんばなことは困りますよ。これはどうですか。

○山中国務大臣 私どもの人事局のほうは、責任のがれで人事院に調査をお願いしてゐるわけではないので、そういう正確な資料を収集するのに一番習熟して、手足を持つておられる人事院にお願ひをしておることですから、それを受けて私どもの人事局の責任においてその措置をとる。それが、人事院で自分たちが調べてみて、少しおかしいと思う場合、これは公式、非公式の意見もあるでしょうし、そういう意味において別段こだわつていないというので、人事局がその調査機能まで持たない、能力がないということでも人事院に移すと、今度は、人事局はそういうようなものをきめる権限、能力に乏しいのか、不足しているのか、そういうことは、私はそう思ふのです。

○大出委員 人事院が給与の実態調査をやるという一つの機構を持つてゐる。人事局にはない。それじゃ、退職手当というその権限、分限を人事局は持つてゐる、その法律のたてまえからするならば、手足を持つて、調査能力がちゃんとあつて、ちゃんとしたものをやらなければ公務員諸君に気の毒ですよ、これは。そうでしょう、権限があるんだから。あつて能力がない、そんなにかげんなものを置かれたんじや、公務員の側にとつてはたいへんな問題ですよ、これは。法律上、やる責任があるならば、やるようにしなければならぬ。あたりまえですよ。直接的に法律上の責任が人事院にない、その人事院にものを頼む、そんなばかなことはない。人事院には自分の所掌に基づいてやらなければならぬことは山ほどある。給与のことだつてそうだ。さつき、うしろのほうからお答へになつた人事局の局長は、人事院は忙しい

からと言う。それだけ忙しい人事院に、自分のところの権限でやるべきものを乗けていつて、それで今度、人事院が公務員全体に対してやらなければならぬ、たとえば住宅手当をどうするかとか——これはあとから聞こうと思つていましたが、この調査の中に何と何が入つてゐるのか。そうすると、調査能力もあるからやるといふことがちよいちよい出てくる。それだけの退職手当のことを人事院にやらしたら、人事院には事務能力の限界がある。そうすると、どうしても手が抜ける。そのことは公務員に對し責任を果たしてないことになる、人事院も、総理府の人事局も。そういうぬえみみたいなことをやつておつては、これは公務員に相すまぬですよ。そんなばかな話ないじゃないですか、権限がないのにやれという。そうでしょう、実際に。それで今度、人事院が忙しいようだからという、そういうばかげたことはないだろう。

だから私は、この場の結着としては、中身がどうなるかという問題は残つてゐます。だけれども、結論が出て、その場合に他の責任官庁があるのにかげんなものかというのを人事院が考えるというふうなものをつくつてもらつてや困る。ちゃんと意見なら意見というものを提出してもらなければ……だから、そこが心配だから私はさつきから何べんも言つておる。この点は総務長官、いかがですか。無理がないでしょう、私の言つておることは。

○山中国務大臣 意見としては無理もありませんが、経過を踏まえて見ると、私も倉石試案からあな方とやりとりをした詳しい経緯はつまびらかにしておりませんから、そこに触れるのはやめませんが、大蔵省が退職手当の主務官庁である。それがやはり人事行政のあり方というものの議論の中において、総理府に人事局というものを置いてそこでやるといふ、主務官庁の所在を明確にしたいきさつがあると思つておられます。ですから、調査能力があるという問題ではなくて、責任は人事局がとりますということにおいて、その調査の

手段を人事院に押しつけているわけではないんで、人事院がそれに対して気持ちよく調査の仕事をしていただいて、一応助けてもらっておるといふことでありますから、その調査結果を曲げるようなことをしたり、あるいは、こういう調査をやつてはならぬとか、あるいは、その結果、意見を申し出ることがあつては困るとか、そんなことは何も言つておりませんで、やはり私も、人事院のその權威の上に立つた調査というものを受けて、そしてそれが人事院から見ても、自分たちの調査結果が生かされた行政というものが人事の管理の上で發揮できるといふことであれば、別段、現在の人事局がそういう中途はんばなぬえみしたいなものでおかしなところはないかと思ひます。

○大出委員 そんなことを言つたつて、人事院は退職手当を所管してないでしよう。別にちゃんと所管があるでしよう。もうきまつてゐるでしよう。退職手当の仕事は人事院がやらなければならぬ責任も何もないのです。こたわつてゐるわけじゃないです。私は心配だから言つてゐるのです。筋道から言つて、何かやはりほかに所管庁があるとなれば、それは人事院だつてやりにくいでしょう。あえて忙しいのを買つて出てやるにしても、それは気の毒な話です。

私は給与局長をながめておつて、いつもそう思ふのですけれども、ずいぶん苦勞しておるのです。それでしよう。からだこわしはせぬかという心配を、あなた見てゐるのです。給与課の方だつて、渡辺さんおいでになります、このいまから調査する報告時期までの間というものはたいへんな努力でしよう。それは予算官庁なんかだつて、予算編成のときにはいろいろ苦勞があります。だから、そこを私は心配してゐる。そこへもつてきて、いままでも尾崎さんと退職手当の話をしたこともありすが、何か話の間にほんと出てくるのは、所管官庁があるからということ。その意識が常にあるということ是非常に公務員諸君のためにいつも心配をする。だから山中さん、

そう言つたつて、いまそうなつてゐるのはしようがないけれども、しかし現実には仕事をしてもらつておることはたいへん御苦勞なことであります。人事院にやつていただいてゐることも事実でございまして、だから、さっきの總裁の答弁の最後ひつてゐる、所管官庁はほかにありますから横のほうから意見を申し出ることはいかかなものかという気もある。こういうものが出てくると、これは私はたいへんな問題だと思ふ。深刻なんです、退職手当というのは、職場へ行つてみると、やめたつてもやめないで待つてゐる人は公務員の中でたくさんゐるのですから。それでしよう、調査して知つてゐるのだから。それが何か、その調査の衝に當つた人事院の皆さん、所管官庁は向こうにあるからという、そういう気持ちにいつもあるということになると、私はやつぱりこれは心配せざるを得ないので、これからこの問題を持ち出して聞いているわけですよ。だから私は、これは中身の話はあとで触れますが、總裁は、自信があるならば当然これは意見を申し出るべきものであると、こう考へる、そのかわり、これは完全に実施してもらわなければならぬ、こうおつしやつてゐる。それは人事院としては、他に例のない独立権限を持つてゐる官庁でございまして、そこが公務員給与全般を所掌してゐるんだから、所管官庁が向こうにある、その中であえて意見をお求めになるとすれば、これこそまさに完全実施してもらわなければ人事院の立場はない。そういうむづかしさがそこにあると私は思ふのです。それがこのほかに出たところだと思ふ。だから、それだけに總裁長官のところ、その扱いについてはお考えいただきたいものだ、こういう気がする。

私は、だから念のために、かつて予算の分科会のとときにこの問題を取り上げて、あつさり質問を三十分いたしました、総務長官はそのときに、私にこういう答へ方をしてゐる。調査費をかけて調査した以上は前向きにやろう、調査費をかけ

て調査をしたんだからそのようにお含みください、こういうことだつた。だから、長官のその前向きの姿勢を、私はそのまま受け取つておつた。それならば長官の立場で、事、機構上何かどうもびたつとこないものがあるんだけれども、総務長官としては人事院の皆さんに、そつちで調査をし、そつちで集計をし、そつちでその数字をはじいたんだから、したがつて調査結果というものは基つてちゃんとしたものを出してくれ、意見を付して出してくれ、というふうな長官がそのころはお考えおきただかめと、何かしらぬけれども、頼まれ仕事だからやつてみた、こういう結果になりました、さあ人事局どうぞというので渡しました、それでおしまひになつたんじゃない、これは、ものごとがそのあと前向きに進まない、こう思ひますので、そのところはどうかでしよう。

○山田中国務大臣 総理府の人事局というものは、やはり公務員のために置かれてゐるわけでありまして、ときには管理体制その他意見を異にする場合があるかも知れません。しかし給与に関する限りは、やはり公務員のための各種の身分保障その他を一生懸命考へ役所といへば総理府の人事局であるといふことは、これは否定できないわけ

です。そこで、調査能力の関係でお願いしてゐる言ひますけれども、たとえば総理府には統計局があります。人事局と統計局、違ふといつても同じ総理府ですから、統計局に頼んでその種の調査が不可能だとは思ひません。しかしやはり、公務員給与の実際の勧告をしてもらう人事院というものが、その調査に習熟し、そしてまた、どのような対象からどのような手段でどれくらい拾ひ上げれば正確なものが出るといふことは、ほかにだれも及びつかないほど専門の人たちのそろつてゐるところですから、そこをお願いするといふことは別段差しかねないと思ひます。

ただその際に、調査をお願いした以上は、必ずその調査結果は、責任をもつて調査したのでから意見の申し出に直ちに直結して——意見の申し出

といふものを前提にした調査であるといふことになりますと、それは、意見の申し出をしてもらつてもけつこうです、あるいは、意見を申し出るか、あるいは、こういう調査が真実の実態であるといふことを出してもらつて、それを人事局が故意に曲げたり、調査結果というものを否定するやうなことをしたりするやうなことがあれば、これは人事院が自主性を發揮される日もあるかも知れません。しかし私たちがとしては、そのような気持ちはありませんから、何のための調査をするんだ、民間の退職金の状態というものと現在の公務員の退職手当について、これはどうも公務員としてお

くれている実態がどうであるならば、それは直すことにちやうちよしないといふつもりで調査費を取つてお願いしてゐるわけですから、目的は一緒です、そのやり方が間違つたり故意に曲げたりといふことであれば、当然、人事院が本来の法律上可能な範囲の苦情や意見を申し述べられるらう。そのときにはおそろく、人事局の立場、総理府というものが、それはおかしな感じがつかないかといふことの天下の指弾を受けることになるだらうと思ひますから、そういうことがないように実務上やつていけばよろしいと思ひます。

○大出委員 深くこたわる気はないのですけれども、何べんか権限の話が出てきますので私は心配をする。これは当然だと思ふのです、私がこういうことを言つてゐるのは、だからそのところ、意見が申し述べられるといふことになれば、それは当然政府にも国会にも申し述べられることになるわけですから、公になります。ところが、官庁の間で取りそろえた資料がばつと行つたままだ、これは公のものじゃない。人事院の権限がな

いるのは人事院なんですから一番よくわかつている人事院がやはり、こういう結果ですということ、世の中に明らかにしてもらわなければいかぬ。それでなければ、われわれは、一体公務員はどうなるのだと言わなければならぬ。

そういう意味で私はさつき問題を取り上げたので、いずれにせよ、人事院が調査能力を持ち、その道に熟達している方々がそろっている。だから、調査した結果が出たことについて、人事院はやはり、はっきりこういう結果なんだということ、世の中に明らかにする必要がある。その上でそれをどうするかということについては、まさに山中さんの責任において、閣内という問題もございましょうし、予算官庁もございましょうが、どうするか、これが筋だと思ふ。そうでないと、やみからやみでは、これは困る。だから、こたわるようだけれども、私はこの点を取り上げているということなんです。もう一ぺんひとつ人事院の側からもお答えいただきたい。また人事局の側からもお答えいただきたい。いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 調査そのものの問題は、いま総務長官の答えられたとおり、私も全く同感でありまして、私も私も、頼まれたからというような根性でしるしをやっていくというよう調査ではございせん。やはり関心を持ちながらやっております。しかしその調査結果は、形はやはり完全にわれわれのイニシアチブによってやった調査ではございせんから、これは仁義の上からいっても、筋からいっても、まず総務院に、これはこういう結果が出ましたよということをし上げる。したがってまた、発表されるかどうか、おそろく総務長官のところの御判断によってきまることだろう、筋はそういう筋であると思ひます。

○大出委員 だからその筋が私はどうも不納得なんです。これはあげ足やありませんが、人事院が、こういう結果が出たということを総務院に持ち込んだ場合に、総務院が発表されるかどうか、こゝまで含めて、これは総務院の権限、責任だと

いうことになるすると、公式にものを考えれば、人事院が集計をし、いまおっしゃる通りに、頼まれ仕事というつもりでやっていない、公務員の給与であるから責任をもってやる、関心をもってやる、一生懸命やった。やった結果について、それは世の中に目の目を見ないことだつてあり得る。それでは困る。だから冒頭ああいうことを私は言ったわけです。いまのやりとり、いま筋から言つと、これは私はちよつと引き下がれぬです。これは何と言つても、人事院が、長官がさつき意見を申し上げることができるとおっしゃっているように、それはイニシアチブは、事、権限という問題とからんで人事局にあったとしても、実際にやっているのは人事院がやっていると間違いないのだから、まず人事院が責任をもって集計の結果を明らかにする、こゝまでしてもらわぬことにはどうにもならぬ。長官、いかがですか。

○宮崎(清)政府委員 先ほど、総務長官、それから人事院総裁から御答弁ありましたように、人事局といたしましては、一番適確であると思われる人事院に調査を依頼したわけでございすから、おそろく人事院からきわめて客観的な正確なデータをいただけたものと思つております。これをもちろん、ためるとか曲げるとかいうようなことは毛頭考へておりません。その調査の結果に基づきましてとるべき措置があれば、私も私としては、検討してそういう措置をとるということに努力したいと思ひます。

○大出委員 そうすると、いま、意見を申し上げるのか、申し述べないか、申し出るかというところは、まだペンディングになつてゐるわけですね。人事院としては、申し述べないということではないですね。そこはいかがですか。

○佐藤(達)政府委員 先ほど申し上げましたように、われわれとして、これは捨て置けない、しかも処置としてはこういう処置が一番適切であるという確信を持てば、その結論を何らかの形で人事局にお伝えする。これは何も意見の申し出という四角ばつた形しかないものではないのでありまし

て、かたき同士ではございせんから、こういう結果が出ましたぞ、これは何とかしようやという形でお打ち合わせすることもありましようし、いろいろ場面がございす。まずい数字が出たなというところも、これは理論的にはあり得ることです。しかし、いま、意見を申し入れをすることかせぬとか、そういうことを申し上げる段階ではないと思ひます。

○大出委員 いまこういう段階だと総裁に断定的にものを言われてしまふと、私は非常に大きな疑問を残しておりますから、いまだ、そういうことを断定的に申し上げる段階ではないということ、この場のところは決着しておきたいと思ふのでありますが、私が心配する、言わんとする趣旨は、総務長官にもおわかりいただけるところであります。ぜひそこら辺、意のあるところをおくみ取りいただきたい、こう思ふわけでありす。時間の関係もございすので、先に進みます。

さてそこで、人事院の退職手当に関する調査が結果的にどういうことになつたかという点ですね。これは、もう時間がありまけんから私のほうから言いますが、予算の分科会で私が質問をいたしましたときに、尾崎さんは、いろいろ仕事の都合その他もあり、今週はそこまで進めることができませんでした、来週大体集計が出てくるでしよう、こういう趣旨の御答弁でございす。これは予算の分科会でございすから、もうだいぶ前のことであります。私はその後、その来週、このあたりでどういう決着がつくかと思つておつたのでありますけれども、いまだに公式にははっきりしたことを承つていない。どうも公式にはと申し上げたのでぐあいが悪いかもしれせんが、いずれにしても承つていない。そこで、あれからこれだけ日にちがたつたのでありますから、どういふことになつたかという数字があれば承りたいし、ぐあいが悪いというなら、こんなふうな傾向だというくらいは言つていただきますと、予算の分科会のとこに來週という答弁があるのですから、

私も立場上非常に困るので、そこで一体、差しつかえがどこまであるのかということ踏まえて御答弁をいただきたい。

○佐藤(達)政府委員 差しさわりのあるかどうか、それ自体は私にはわからぬので、申し上げてもちつとも差しつかえないのではないかと思ひまして、出がけにちよつと局長に様子はどうだいと聞いてきておりますが、要するに、実施調査に行きました分は、大体相当のところまでいつておる。ただ、文書で相当の数のところへ、千何十社ですが、お出しているのは、これはいかんせん、まだ回答が来ないところが相当あるということ、そのほうの督促その他の措置は講じておりますが、要するにわれわれの満足し得る数のパーセンテージの回答、パーセンテージというか、回答率までは、大事なことですからそこははっきり申し上げておきますが、回答率はまだはかばかしくない。いつごろになれば出るのだということまで、おそろく大出さんお聞きになるだろうというところで聞いてまいりましたのですが、まあ六月一ぱいはかかるでしようなということでありました。

○大出委員 六月なんて、つゆどきじゃないですか。あんまりじめじめした退職手当になつたら私は困るのです。ずいぶんのんきな話じゃないですか。熟達した調査能力をお持ちの人事院と、先ほど来三回ほどそういうおことばが出てゐるのだが、にもかかわらず、予算の分科会のとこに來週とおっしゃつておつて、六月一ぱい、一つ間違えればつゆ明けまでかかるというのじゃ、とてもじゃないが、これを待つてはいられない。また、どういふわけでそうなつたのですか、来週が六月一ぱい。

○佐藤(達)政府委員 先ほど人事局長がお忙しなところを言いましたが、まさに民間給与調査のほうでは忙しいのでありまして、出かけていつて調べれば、有無を言わす回答をとつてくることはできるかと思ひますけれども、それはできない。しかし、出かけていつたものは、実施調査のほう

大体目的を達しております。あとは書面によるものでありますから、これは、こつちが出かけていけるならば、もちろんそれは可能かもしれないが、それはできませんので、やきもきして早く回答が出るようにという努力をしておる、こういうのが率直な実情でございます。

○大出委員 ここでもまた問題がございます、いま集まらないのは、つまり小さいところにそういう書類を出しておられますね、人事院は千人未満ですか。それ以上のところは面接なんですね、調査のしかたは、そうすると、まず一つは、公務員の立地条件なり雇用形態なり職員構成なりというものと類似しているという企業と比較をすべきであるという原則が出てくる。だからあまり正確でない調査資料を差し上げて回答なんというところはおやめになったらいかがですか。こんな百年河清を待つというものを待たつてたいしたことはない。しかも信憑性という問題もありますね。通信調査というのは、はたして信憑性があるかどうか。民間の場合は、退職手当というのは手のうち処理というのをちよいちよいやっていまして、そうすると、はたして信憑性があるかどうかという問題が出てまいります。

それから数字。面接のほうですな。こつちのほうは、はたしてどこまで信憑性があるとおつかみでございますか。会社に行つて担当に聞いた、そうしたら会社のほうがものを言った、これはどこまで信憑性があるのですか。

たとえばこういうことがあるのですよ。いま春闘でございますから、幾ら幾ら賃金を上げた、そのうちで退職金引き当ては六割ですと会社側が言った。あと四割は退職金引き当てになっていない。それで、やめるころになると、海外旅行とか何とか旅行だといって金を包む。だから退職金組み入れ闘争なんという闘争が民間の企業の組合には起こる。私はそういうようなところに長くおりましたから、よく知つておる。だから民間というのは、表へ出てくるとだんだん減つてきておるのが現実です。そういうことを考えると、どこまで

これは信憑性があるか。人事院のことですから、熟達をされておりますから、隠してものを言つても調べる能力がございだろうと思ひますけれども、面接のほうで、大体傾向としてどんなぐあいの傾向でございましょうか。中労委のモデル退職金などというケースもございしますが、どんなふう動いておるとございましょうか。

○渡辺説明員 調査が正確かどうかということでございますけれども、私どものほうは、単に行つて聞いたという、向こうの言うことをうのみにするということではございせん、それと同時にたんに規程等も当たつておられますし、実情も詳しく聞いて、単なる正規の退職金のみならず、付加金等もあわせて調査しております。それから通信調査等の面につきましても、向こうから言つてきたものをそのままのみにするということではございせん、疑問のある点とはことんまで聞く。場合によつては、近いところは、通信調査の分も出かけていって確かめるといふ手段も講じておるわけでございまして、そういう点でちよつと作業がおくれたというような点はございましてけれども、いずれにいたしましても非常に大事な調査でございますから、事は正確を要するといふ意味で、正確といふことを旨として現在作業を進めているわけでございまして、そういうような意味におきまして、少なくともこちらは非常に正しいものを出したといふことで考えておりますので、一応現在の段階で得られるデータとしては、相当信頼するに足るものではないかというふうに考えておる次第でございます。

○大出委員 数字についてはまだ言える段階でない、こういうわけですか。言えるか、言えないか、聞いておきます。

○渡辺説明員 数字につきましては、集計のやり方なり、あるいはそれと比較いたします公務員の実態のほうをどういふふうに見るかというふうなことでいろいろ検討すべき問題がございまして、数字につきまして現在まだ最終確定に至つておりませんので、ここで申し上げることはお許し

いただきたいというふうにお願ひしたいと思ひます。

○大出委員 これは一つの傾向がありまして、公務員の採用の時期その他移り変わりが幾らかあるのではありませんが、終戦直後に人が一ぱい帰つてきたわけでありまして、昭和二十二年から二十三年、このころにたいへんたくさん公務員を採用してありますね、歴史を見ますと、この方々は大体四十歳から五十歳ぐらいに今日なつておるのだらうと思ふのですけれども、その後十年ぐらゐ人はあまり採つてないのです、傾向を見ますと、そして三十五年ごろから採り始めておるわけですね。すると、二つ大きなグループがあるわけですね。それで、大体最初の方々がばつばつと退職年齢に近づいてきた、いまこういう時期なんですね。そういう点から見ますと、いまの給与問題、家の中の家族手当その他のことから、あるいは家を出て役所に通う交通費であるとか、それから今度は住む家であるとかという形で、生活給という形の流れがずつと強くなつてきているという傾向がある。それが人事院というところを中心にして一つ一つの形がついてきた。そうすると、さて何が今度残つたかという、まさにいま申し上げた公務員の態様から見て、退職手当というところに問題が集中してきている感じがする。だから、職場の皆さんの意見も、退職手当は何とかならばせんか、まだそれまではつとめていなければならぬ、こういうことになる。これは地方公務員を含めまして一般的な傾向です。ですから私はその意味では、いま渡辺さんお答えになりましたけれども、この点はいへんに重要だと思つておるのです。また、機会としてはこの機会をとらえないと、ちよつと簡単に次の機会が見つからないという気が私はする。だから、どうしてもこの退職手当問題は前向きに御処理を願ひたい、公務員諸君のために。

そういう考え方なんです、さてそこで問題は、大蔵省の方にもおいでをいただいたわけですが、私も二、三当たつてみましたけれども、大蔵省の主計局筋の皆さんは、どうもあまり退職手当に積極的に取り組むお考えがございまして、はい、こういう心配がある。心配でございまして、それでなければありがたいのでありますが、これは世の中、妙なもので、主計局あたりにおりますと、私もおつき合ひのある方もおりますけれども、うっかり口を開くとよい取られてしまふから損だという習慣があつて、なかなか口を開かないのです。だから、主計局において、主計局から外に行くと、その方は、退職手当ぐらゐは上げてもらはないと困るよ、こう言われる。そこあたりは習性であると思ふのですが、さて、退職手当は私がいま言つた傾向にあるのですけれども、大蔵省の側として、一体公務員の退職手当についてどうお考えかという点について触れていただきたいのでありますが、いかがでしょう。

○吉瀬政府委員 私ども、やはり退職手当というのは、公務員の非常な勤務の能率とか、あるいは身分上のいろいろな意味の仕事のしがらみとか、そういうものに関する非常に重要な制度であると思ひます。もちろん退職手当の実態につきましても、人事局が人事院に依頼しました調査の結果で判断しなければいかぬと思ひますが、私ども先入観的に、決して退職手当を美徳と乖離した低い線にとどめるようなもので判断しようという考え方を持っておりませんことを御了承願ひたいと思ひます。

○大出委員 私が吉瀬さんにお出掛けをいただきましたのは、いま申し上げたそこに論点がある。ほうぼうの官庁の関係の方々、私も内閣委員ですけれども、退職金の問題をお聞きすると、警察庁などを含めて、やはり上げてくれなければ困る、こういうふうな御意見がほとんどなんです。そこで、三官庁の中心においてになる吉瀬さんたちが、これはやはり公務員ですからして、所管をいろいろお持ちでございますし、そういう

るので、そこらところ、どうも自然でない気がするので、あわせて今度は人事院が調査項目から落としたということになると、これまた自然でない気がするので、その不自然さの陰に何があるのかという点を私はのぞいてみたい気がする。それでこの点をいま持ち出したわけですが、これはすっきりするような御答弁のほどを用意していただきますように、ひとつお願いいたしておきます。

そこで、災害補償法のほうに入らしていただきますが、災害補償法の改正が出ていますので、警察官の場合に公務災害におあいになる方が年間トータルでどのくらいかというように、少し例として承りたいのであります。

○土金政府委員 お答え申し上げます。

四十三年度から四十五年度までの間におきます公務災害の件数を申し上げますと、これは国と地方と合わせてございまして、四十三年度が一万六千七百五十八名、四十四年度が一万四千九百七十九名、昭和四十五年度が一万二千八百五十五名。ただし、これは軽いものも全部含めておりますので、このうち、今度お願いしております特別公務災害に該当するのではないかとふうに思われましますものを考えますと、これは殉職した場合と障害をあとで残す、そういうものを含めてございまして、四十三年度は八十名、四十四年度が五十八名、四十五年度が二十九名、大体こういう数であります。したがって、これは最初に申し上げました警察官の公務災害の大体〇・二%ないし〇・五%くらいの比率になると思われまします。

○大出委員 それをあとで資料でいただきたいのでありますが、差しつかえなければお出しいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、坂村委員長代理着席〕

それから、今回の改正の一つのきっかけになった気がするのですが、これは浅間山荘の例の内田二機隊長さん以下、あの方の弟さんを私はよく知っておりますけれども、あれが一つのきっかけ

になったような気がいたします。しかし、町のかどで犯罪を犯した人を相手にされる警官の方だつて、その中身を見ると、同じ意味で常にいろいろあったということになるわけですね。

なぜこういうことをきつかけに出てきたかという問題の焦点に、二つの問題があると私は思うのです。一つは特別公務なるもののワケの問題なんです。さつき申し上げましたが、学校の先生が子供さんを連れて海水浴に行った、ところが子供さんが水難にあいそうになったので、先生が飛び込んで助けた、子供は助かったが先生は死んでしまったという場合だつてあり得る。ある省の建築関係の方が、自分が設計した一人だからというので、たいへん熱心に工事監督をやった、上から物が落ちてきて死んでしまったという場合だつてある。あるいは水防、砂防の工事をやっていた、流されて死んだという問題がある。これは地方公務員なんか特にあります。市町村にもございまして、そういうふうな、つまり警務職員だとか特別公務員だとかという方々でなくたって、たくさんあるのです。はたして国家公務員災害補償法のワケというものは、そういうものとの関係で一体どう見ればいいのかという点が、私は前から疑問を持っていた点なんです。ここらあたりを、所管の人事院総裁のほうでどうお考えになるか。そういうところまで手を伸ばせるような措置が必要ではないのか。特別公務のワケを広げるといえば人事院規則に手を触れなければならぬということになると、思うのであります。私はむしろそのワケをはずしたらいのじゃないかという気がする。やはりいま官房長がおっしゃられたような具体的事例があるのですから、中心はそこにあつていいですけれども、しかしそうでない、いま私が幾つか例にあげたようなことについても、やはりそれなりのことは考えられるというふうな制度が必要なんじゃないかという気がするわけでありまして、つまり、これはその意味でワケが広がるから、人事院規則との関係どうするかという問題ももちろんあると思ひますけれども、そこらところをあわせ

てお答えいただきたい。

○佐藤(連)政府委員 浅間山荘がきっかけではないかというところからお答えをいたしますけれども、浅間山荘事件は二月で、この意見書を出したのが三月、ごくわずかの間しかないので、浅間山荘から急に思い立ってやつたのでは、時間的に申しまして間に合いません。よけいなことを申しますけれども、早くから事の重要性を認めながら、私の部内にも、この関係の公務災害補償関係の協議会みたいなものを四十二年から続けております。警察庁でもそういうようなものを設けられまして、四十六年の七月ですか、一種の結果を得ておる。そういうようなことを踏まえまして、私も準備を進めてまいって、ちょうどたまたま、いま御指摘になりました、新聞の紙面をにぎわそうとにぎわすまいと、新聞の片すみにも載らないけれども、年々このケースに該当する隠れた人たちもおぼろげに。そういう意識で作業を進めてまいったわけでありまして。

そこで、範囲の問題になりますけれども、私も一番気にいたしましたのは、御承知のように、公務災害補償法では民間の労災関係と均衡を失しないようにしようという至上命令的な条文があります。それにとらわれておりますと、なかなか範囲の問題などもむずかしい問題が出てくる。そこで、今回意見書に取り上げましたような、警察官、あるいはこれに準ずるような人たちのいうものは、これは民間とを見ましても、そのものずばりの職種はない。これは卒先して取り上げてあげていいのじゃないかということから、しばらく形出てまいっております。

公務災害としては、たくさんいろいろあるケースがございます。たとえば、いま高所作業で仕事に落ちて事故を受けたというふうなこともおっしゃいましたように思ひますけれども、これは、普通の通常の場合の公務災害のむしろ典型的な例でございます。たとえば病的脳出血、心臓関係で役所でなくなれたといつても、役所でなくなれたからといって、必ずしも公務上の相当

因果関係があるとも言えないじゃないか。いまから考えてみまうといへんお気の毒だと思ひますけれども、たとえば、私の前任の内江総裁はとにかく役所で倒れたわけですね。おれわれとしては、やはりお医者さんの専門家というものを動員して、それらの相当因果関係を調べてもらつておるわけですが、どうも公務そのものから来る相当因果関係はないのじゃないかということで、涙をふるって公務上ということにしなければならぬ。あります。したがって、その裏から申しますと、うと、実は工事場で事故を起こされてけがをされた方がむしろ典型的な例でございまして、そのほうの手当てを厚くすべきじゃないかということはおもうちよつと次の段階にわれわれ考えております。というところを、まず申し上げておきたいと思ひます。

○大出委員 百分の百二十五を百分の百五十にするということなんです。本来これは大蔵省にお答えいただければいいのかわかりませんが、けれども、予算的にはこれはどのくらいかかるものでございまして、大体年間この種のケースで、もちろん、一時金と年金ですからかみにくいのであります。どういふふうな承つてどう開けば中身がわかりますでしょうか。

○島政府委員 地方の場合はどの程度発生するか、主として警察官は大部分が地方公務員でございまして、国の場合、特別公務に該当する事例と申しますのは、実はそう多くはないというふうな予測しております。私も今回警察官、海上保安官、皇宮護衛官、監獄官吏、麻薬取締官及び入国警備官、こういった六職種の方について特別公務を適用していただきたい、こういうことで立案したわけなんです。かりにこういう方々の発生件数が年間一件ずつとしますれば、所要経費は約百十万円程度のものというふうな考えております。

○大出委員 あまり予算のことを考えないでもいいような気がするのであります。そこでこれに矛盾を感じると申し上げたもう一つの点は、私は官庁をやめましたからあれですけども、官庁の

中で死んでしまふよりは、銀座の町かで交通事故で自動車にぶつかって死んでしまったほうが、あるいは航空事故あたりのほうが、これは残った人はたいへん有利だということになりかねない感じがする国家公務員災害補償法だ。なぜかという

と、自賠責などの先例がございまして、いま民間でも死亡見舞い金という形のもの次々に考えられております。ここに私、労災補償獲得統計という表を持っておりまして、遺族補償等あるのであります。つまり民間の死亡見舞い金の案件がずっと産業別にあるわけでありまして、労災のほかには五百万円といった形の見舞い金をもらっている。至るところそれはあるのです。ずいぶんたくさん出ている。それから地方自治体なんかも、条例で地方公務員災害のワケ外に、この自賠責なりあるいは民間の見舞い金等の例からいまして、別ワケで三百万円とか四百万円とか五百万円という形。六大都市はみなそういう傾向であります。そういうことになってきておる。だから国家公務員の方、ぼかり庁内でなくなつたというふうな場合に、これは一体何がもらえるのかと考えてみますと、どうもたいしてもらえない。死んだとなると、遺族の方に遺族年金、これが出てくる。あるいは退職金、こんなもので、たいしてもらえない。ところがどうも、自動車だ何だで銀座の町かどで話になりますと、五百万円ほど別にもらつてくる。そうなる、どうも死に方も考えなければいかぬということになるのです。どつちが得か考えて死ななければならぬ。どうもそこらのところはたいへん矛盾ではないかという気が実はするわけでありまして。だからさうだとすると、この際人事院が御検討いただいたのはいいのでありますけれども、やはりこの改正法案を上げるにあたっては、何か附帯決議みたいなものをおつけおきをお願いしたい、公務災害による遺族補償、退職後の生活保障、こういうものの実情にかながみて、これは少し何か考えなければいかぬという気がするのであります。いまのところ、所管の人事院のほうで、このあたりのことをどんなふうにお

考えてございましょうか。

○島政府委員 まずこまかい点から申し上げたいと思うのですが、自賠責でも死亡の場合五百万円というお話が出たのでございまして、わがほうの場合、災害補償でいわゆる遺族補償年金、これと比較した場合にどうかということをお願いしたいと思うのでございまして、現在、遺族補償年金受給者、これの給与額の平均が約二千二百円余りになっております。遺族三人の場合を想定いたしますと、平均余命約三十一年間受給するといふふうに仮定いたしますと、総額一千万以上になるということでございまして、年金と比較いたしますれば、自賠責法の五百万円と比べて必ずしも低くないということをごまかし申し上げておきたいと思ひます。

ところで、いまお話しした死亡見舞い金なるものの性格あるいはその処理についてどういふふうにごまかしておるかという御質問でございまして、この性格が慰料的なものか、あるいは表彰的なものとして出しているのか、いろいろ性格づけが非常にむずかしいと思ひます。したがって、そういう内容のものについて、私もでも民間の実態を十分調査しなければならぬといふふうに考えておりますが、少なくとも補償法の中で処理すべき問題かどうかという点については非常に疑問に思つておる次第でございまして。

○大出委員 幾ら疑問に思われても出てくることは現実で、それをふところ勘定からいけばもらつてゐるわけですし、この現実が否定できない。そうすると、そのことについて災害補償法で処理ができないとするならば、何かでこれは考えなければいかぬ、これだけは間違いない事実です。そこは、差があるのですから、金ですから、ことはよいけれどもうかからぬかです。だから私は前から言うように、それならば退職手当についても、その周辺でもう少しよく見ていかなければ、遺族の皆さんの生活保障という面ではまだいいのですよ、遺族年金でなければ、一時金なんかなら、本人はまだいいのですから、けがされたつ

て何したつて。さうでなければこれはたいへんにひどいことになる。たとへば最低限度でいへば四割ですから。半分だつて二割ですから。そうなることはやはりなくなつた方、なくならない方ありますけれども、何かもう少し遺族のことを考える必要がある。公務員というものは悲しいものであつたといふこととや困ると私は思つてゐるのです。そこでせめて何とか前向きに退職手当などももう少し何とかならぬか。我田に引水するわけではあります。皆さんも公務員ですから。私は公務員じゃないですから。だからどうしてもこのあたりでひとつ退職金なども上げたいといふふうに思つてゐるのです。

そこで、時間がたいへんどうも少ないところで長くやつておりますので、どこかで決着をつけたのであります。この災害補償法の改正案をめぐりまして、まず一つは、特別公務の範囲について、これは警察官のみならず一般の公務員に對しても、危険をおかして遂行する業務に何らかの形で適用できるようなワケの拡大、さつき私が言つたような意味にお取りいただいたものであります。ところが、そういう面が一つ附帯決議という形で私にはこの際出しておいていただきたいと思ひます。これはさつき例をあげてしまひましたから、もちろん人事院規則並びに政令という問題もございまして、が、人事院の都合もありましよう。そこら辺はもちろん聞かしていただかなければなりません。が、その問題が一つございまして。特別公務の範囲については、警察官のみならず一般の公務員に對しても、危険をおかして遂行する業務に適用するよう配慮すること、こういう文章になると思ひます。

それから二番目に、民間における企業補償、それがどういふ性格であれ、もう一つは間違いない死亡見舞い金などでございまして。民間における企業補償の実態にかながみ、公務に對しても公務による死亡見舞い金等を支給すること、こういう文章にしたいと思ひます。文章にありますが、民間における企業補償の実態にかながみ、公務に

對しても公務による死亡見舞い金等を支給すること。

三番目に、公務災害による遺族補償、退職後の生活保障の実態にかながみ、国家公務員退職手当法の改善に特段の配慮を講ずること。もう一ぺん言い直しますが、公務災害による遺族補償、退職後の生活保障の実態にかながみ、国家公務員退職手当法の改善に特段の配慮を講ずること。

中身は、先ほど来質疑をする中でほとんど申し上げてきてしまつておりますので、多く説明を要しませんが、以上のような点を以上のような文で実は附帯決議にしておいて、退職金等につきましても、先ほど来、権限問題を取り上げてものを言ひましたが、他意はございせん。何とかひとつ前に進めたいという気持ちでございまして、さういふ方向でお進めを願ひないか、こういうふうにする趣旨についてはおわかりいただけるのではないかと申すのですが、総務長官から締めくくりに意味で、先ほど来やりとりをいたしました、御答弁を賜りたいと思ひます。

○山田國務大臣 附帯決議は、これは国会の問題でありますから、附帯決議の議論でないことに對して私の意見を申し上げます。

今回のこれは、人事院の意見申し出をそのまま受けて法文化したものであります。現在の国家公務員の公務災害というもののうちで特別に配慮をしなければならぬ職種、職場、その任務のあり方、任務の実情、職務遂行のための本人のあてみずからがつくり出す危険といふものでない状態の中を逃げることを許されないといふような範囲に、きわめてこれはしぼつております。

私は原案でも少し広がりすぎたような感じがいたしております。すなわち、例は警察官、海上保安官等があげてありますが、職務内容の特殊な職員であるといふこと、そして環境としては、生命または身体に対する高度の危険が予測される状況のもとにおいて、そして任務として犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、そして天災時にお

人命の救助その他人事院規則で定める職務に従事しという公務上の災害の場合を、今回、百分の五十をこえない範囲内で上積みをして、その特殊な環境の中において公務員としての立場上遂行することによる最悪の場合の心配というものに、いささかも対処をする国の親心があつてほしい、こういう気持ちでありますから、これはできれば全公務員がそういう配慮のもとに置かれるべきがある意味でいいかもしれません。しかし、やはり公務員災害補償法、さらに今回のその特例としての職務を限り、あるいは環境をはっきりさせ、そしてその中で遂行される任務というものををはっきりいたしました。ということは、その中で特別に高度な危険の自分の身に及ぶことを承知の上で職務上、それを国家公務員として崇高な行為として果たしていく人々に対し、最悪の場合に安心していただく——安心はできませんが、最悪の場合について国が配慮をあらかじめしておく。そしてふだんの職務にあつて、それらの国の配慮のもとで、若干自分たちの任務に対する国の理解、配慮というものを、自分たちの励ましというもののささえにしてもらうという意味でございますので、地方公務員の場合に、警察官あるいは消防団、それとのバランスで水防団といったようなことが言われておりますが、これらの問題は私は少し限界がやや広がりすぎた感じがいたします。

したがって、附決帯議云々のことを離れての私の見解であれば、これ以上に範囲を広げることには、少し公平を求めるあまり、本来の特別に百分の五十を上積みしたいと願う人々に対する配慮が薄れていく。したがって、各種の公務員災害の実態等がございまして、今後の検討はいつてもしなければなりません。今回の特例措置については、現在の範囲内において人事院が定める規則の指定する人々、そういうものでもってとりあえず出発をしてほしいという気持ちがあります。

○大出委員 私がいま三点あげまして附帯決議をつけていただきたいという私の意見でございます

が、これはいまある説明してきた中に、やりとりの中に織り込んでものを言ってきたのですが、したがって締めくくりに、附帯決議についてという意味ではございまして、私が申し上げたこの三点にしばつたのだが、その中身のつまり趣旨について御意見を賜りたい、こういうふうにいまま申し上げたので、附帯決議について政府の立場からものを言ってくれという意味ではないのであります。

先ほど学校の先生の話もありましたが、もちろん冒頭に申し上げておりますように、今回はこの法案を通す、それでいい。だがしかし、振り返って周辺を含めてながめてみると、何とかしてわねばならぬことがたくさんある。それを、何ともならぬということ将来に向かって捨ておくわけにはまいらない。そういう意味で、この際前向きに将来の検討課題を含めて何かつけておきたい、そういう意思が私にある。そこでその趣旨、中身についてる説明を申し上げ、質疑をしておりますが、御理解をいただけるかという点を聞いているわけでございまして、あらためてひとつ總裁からも御発言いただきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 私どもの所管から申しますと、第一点であり、かつそれが今回の法案に、あるいは私どもの意見の申し出に關係のあることと、結局、またこれも復習になりますけれども、現在の公務員災害補償法のたてまえからいって、はつきり民間にないと思われる職種をここで取り上げました。そしてそれについて、その人たちのさらに危険な業務についてしばって特別公務という概念をつくりました。したがって、その特別公務という概念を広げるといふ筋にはなりません。これはもうこれで限られる事柄でございましょう。しかし、先ほど例にお出しになりましたような、それに近いような幾多の例があるわけですから、これを捨てていいかどうかという問題はこれは別問題であります。したがって、今年度はまた予算もとりますので、民間における災害補

償関係の実態調査をわれわれまた進めております。法定外給付としてどの程度のことをやっておるかどうかということも勘案しながら、やはり適切な方向へ向かつてわれわれも研究していかなければなるまいという気持ちでおるわけでございします。

○大出委員 いま人事院總裁のお話しのそういう趣旨で、それはけっこうでございます。つまり、先ほど来申し上げておるように、企業の見舞い金なり、あるいは条例に基づくものなりある。その性格がはたして災害補償法のワクの中であるものかどうかという点については議論の余地がある。がしかし、それにもかかわらず、そこまで手を伸ばす必要はある、こう私は思う、こういうことなんでしょう。だからその趣旨を決議の形にしておきたい。これは皆さんじゃなくて、そういうふうにして思っているということを申し上げたわけでございします。

その辺のところは、ひとつ理事会等で御相談をいただきまして、ねらいは、つまり公務員であり、災害をお受けになった方々の遺族を含めましての、あるいは御本人の生活の自後の補償という点にできる限りのことをすべきであらう、民間の例その他もございします。退職金は人事院で御調査を願っておりますので、数字が申し述べられぬという段階でありますから、そこまで具体的な詰めができませんけれども、それも含めまして、実は何とかこの際、前向きで決議を付しておいていただきたい。これは委員長に申し上げるわけでありまして、以上で終わらせていただきたいと思ひます。

長時間どうもありがとうございました。

○伊能委員長 東中光雄君。

○東中委員 今度の国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案で、三つの条件といひますか、主體的な職種がきまつておいて、状況がきまつておいて、しかも従事している職務内容がきまつておるといふことになっておりますが、その三つの制限つきで、補償額を「百分の五十をこえない範囲

内で人事院規則で定める率を乗じて得た額を加算した額とする」となっているわけですが、百分の五十をこえない範囲内で加算して支給する額というものは、当然のことですが、災害による損害に対する補償ということだと思ひますが、その内容は、この間の審議で少し出ておりましたが、得べかりし利益の損失補償だといふふうには言われませんが、その性格。それからパーセントですね。損害と補償額との相關關係といひますか、どれくらいパーセンテージのことを考えていらつしやるのか。五〇%をこえない範囲内という数字の出てきた根拠、それをお聞きしたいのです。

○島政府委員 災害を受けた方の平均的な遺族を三人というふうにかえまして、その職員が死亡したことによつてどれだけの所得能力が喪失したのか、それを完全補てんとすれば現在の遺族補償年金の額の五〇%増しという数字が計算上出てまいつたわけでございします。遺族補償年金については一律五割増し。ただ、障害補償年金につきましては、一級から七級までが年金になつておるわけでございますが、一級及び二級については、三級分にさらに介護料というものが付加されております。したがって介護料まで五割増しするということはいかがであらうか。介護料を除いた部分についても五割増しということになりますと、一級については四〇%、それから二級については四五%、三級から七級までは一律五〇%、こういうような数字が出てまいつたわけでございします。そういうことで、五〇%以内という表現で提案した次第でございます。

○東中委員 結局、五〇%までは、いまその平均的な家族構成で限定をしておられますけれども、これは現行の規則、法律では損害に対する補償がされていらないという前提に立っているわけですね。五割上げるといふことは、結局三分の二しか補償されていらないという前提に立っていると思うのですが、そうじゃないのですか。

○島政府委員 不完全補償であるという意味で現在の補償水準が定められているわけではござい

せん。現在の国家公務員災害補償法の水準は、労災あるいは労働基準法その他の社会保険制度とのバランスをはかりながらこの水準をきめておられるわけですが、その水準そのものはILO百二十一号条約が定められております。障害補償年金の場合でありますと、三級以上の場合は六割ということになっております。それから遺族補償年金については、遺族三人の場合の遺族補償年金は五〇％ということが百二十一号条約に定められております。もともとわが国ではまだこれを批准しておりませんが、しかし一応そういう国際的な水準で現在の補償内容が定められておられるわけですが、今回の五割増ししたというのは完全補償である、したがって従来それ以外のものは不完全補償であるという意味ではございません。その点はひとつ誤解のないようお願いいたします。

○東中委員 国家公務員法の九十四条では、たとえばその二号では「公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害せられた場合におけるその職員の受ける損害に対する補償に関する事項」となっておりますし、第三号でも「職員の死亡の場合におけるその遺族又は職員の死亡当時その収入によって生計を維持した者の受ける損害に対する補償に関する事項」、要するに受ける損害に対する補償ということになっているわけですね。結局、この国家公務員法九十四条を受けて、そして災害補償法はそれに抵触しない範囲でつくるということになっているわけですから、災害補償である以上は損害に対する補償ということになるわけですね。そうすると今度の改正で、特別業務に従事する特別の公務員の場合の補償も損害に対する補償だ。これは完全補償だということになれば、従来の制度は完全補償じゃない。基準法の原則を言われましたけれども、基準法自体が最低基準であるということをはっきり言っているわけですから、ILOの百一十号条約は批准していないことですから、それはおいといて、労働基準法も最低基準だということをお

言っているわけですから、現に、いろいろ先ほども話に出ておりました、民間では協約で五百万円くらいプラスしているというのは、もうずいぶんざらにありますから、そういうことになっておると思うのですが、今度の補償も、災害補償である以上、損害に対する補償だ。そのない人たちはきわめて不完全な補償になる、そういうことになるとはいいないですか。

○島政府委員 いわゆる稼働能力の喪失に対する補償と云う点からいって、一〇〇％補てんしないから不完全である、こういう御趣旨かと思うのですが、現在の補償そのものが、労災等と大体内容、水準を合わせている。ところが、いまお話しのように、民間においては法定外給付として上積みされているのではないかと、こういうお話のようでございますけれども、その民間の法定外給付の実態というものは実は私もこれから十分調査したいと思っておりますけれども、はたしてそれが補償の上積みなのか、あるいは単なる見舞金なのか。社長の金一封という形で出している例もかなりあると思えます。あくまでも今回の補償というものは、特別公務員に対する補償というものは、現在出されている補償に対して、こういう場合には特別に国が配慮すべきであるということから五割増しという線を出したわけでございますから、先生に申し上げるのは失礼かと思いますが、災害補償法でいう災害補償というのは、たとえ使用主が何ら過失がなくても、その被用者の身体的損害について、それに対して補てんするという制度でございます。それで、それがどの程度、一〇〇％補てんしないから不完全であるということではなくて、どの程度埋めたいか、どの程度埋めるのが常識にかなうかという問題かと思うのでござい

か犯罪捜査とかに従事しているときには特別に扱われるような崇高な業務、公務になって、ほかの、たとえば気象観測をやっている人、僻地で台風を観測をやっている、これは大ぜいの人に影響のあることですから、まさに公共のために非常に危険をおかしてやっている人もある。それでなくなった場合は、それは崇高でないのか。何か警察官等、要するに犯罪捜査とか、そういうことに関係のある部分だけが特別に扱われるというのがどうも解せないわけなんですけれども、しかし、それは損害の補償を言われている場合に、崇高な精神というように先ほどの、海水浴場に行っておぼれている子供を、当然これは職務上のことであるはずけれども、自分は泳ぐ自信がありません、あるいは自信はあっても、三人も四人もおぼれかけているので、それこそ身を捨てて救いにいく、そういう先生の気持ち、これは全く同じ崇高な気持ちなんです。そういう点で職種で限定をしている理由がどうも解せないのですけれども、総裁、その点いかがでございますか。

○佐藤（憲）政府委員 東中委員は法律家であり、しゃべりますから、崇高とか何とかいうような芸術的な表現はやめたいと思えます。これはあくまでも法律的に冷静に判断すべき問題だろうと思えます。その点では、おそらくお気持は同じお気持ちだろうと思っております。

先ほどもちよつと触れましたけれども、公務災害補償法の現在の法律の基本的な基準は、民間との均衡ということを金科玉条のように条文に掲げておられるわけでございます。民間との均衡をはずれた措置を軽々しくはとれないという制約が法律的にはございまして。しかし、今回意見書で提案いたしましたこれらの職種の人は、民間にない職種であり、かつ、そういう危険をおかして挺身すべき仕事というものはもちろん民間にはない。したがってこれらの人にはそれ相当の補償をしてよからう。そうしてその補償は、じゃ多ければ多いほど、六〇％でも七〇％でもよいじゃないかという

ときに、先ほど御指摘の国家公務員法の九十四条が出てまいりまして、損害の補償を越えて出すわけにはいかない、災害補償のたてまえに抵触するということ、むしろ私も私としては、九十四条の規定は損害の補償だから、そうむやみには率を上げるわけにはいかぬぞという面から見ているわけですね。それはよいなことですから。

そういうことで、したがって、普通の人たち、これは民間にも同じような業務の方がいらっしゃるでしょう。危険な業務のために事故にあわれたというような方々は、これは公務災害補償法の現在のワクの中で考えてしかるべき事柄である。しこうして現実のわれわれは公務災害補償法の運用の責任をもって個々のケースを見ておられるわけでありまして。典型的な公務災害というものは、いまの、たとえば例におあげになりましたような危険な業務のために負傷された、けがをされた、なくなられたというようなことがむしろ典型的なケースであります。そのほかに、内臓疾患、たとえば高血圧あるいは心臓系統の疾患のために職場で倒れる方もございまして。これらの方々については、うちにおられても倒れたのじゃないかという問題がありまして、公務との相当因果関係というものはいろいろございまして。われわれは最近では、できるだけこれをゆるやかに解釈するようにとめてはおりますけれども、そういう点に比べますと、事故にあわれたという点がむしろ典型的な公務災害の問題でありますよということをおま

ひとつ申し上げておきたい。

そこで、しかしそれらの人をそれじゃほっておくつもりか、もうこのまま無関心でいるつもりかという話が、その次にまたおそろしく出てくると思えます。われわれは無関心ではとていおれないわけでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたような民間均衡の原則というものがありますから、民間調査をして、そうして法定外給付の形でどういうような扱いをしていच्छるのか。多くの会社が多額の法定外給付をしておられるということになれば、たびたびおっしゃるよう

○東中委員 私は、警察官等だけ、勾留や逮捕と

わ

わ

それから、見舞い金とか金一封とかの問題は、これは公務災害補償の問題とは別系統のものであります。これは要りませんよというわけではない。それはまたたくさん出していただければ、われわれ公務員をお預かりする者としてはうれしいことでありますけれども、公務災害補償の問題とは全然別系統の問題でございます。考え方の筋道を申し上げますと、そういうことに尽きると思います。

○東中委員 先ほど局長のほうで、社長が見舞い金あるいはポケットマネーを出すというようなこともずいぶんあるのじゃないかというようなことも言われましたけれども、私もそういうことを言っているのじゃなくて、協約上の、したがって法的なものとして制度化されているのは、鉄鋼あるいは印刷出版関係なんかであります。もともと基準法の労働災害というのは最低基準なんですから、当然そうなっていくのがあたりまえでし、そういう点から言って、いま損害の補償という点で言うて五〇％増しができるという状態は、やはり三分の二程度になっているということ、客観的にはそういうことが前提になっておるということだと私は思うのです。それから職業病の場合の、職業病であるかないかということの認定についてのむずかしい問題というのは確かにありますし、これは多分に医学上の問題ですから、そのことを私はいまここで一緒に言うつもりはありません。

ただ、私が申し上げたいのは、同じ公務で、その生命または身体に対する高度の危険が予測される状況下における公務遂行で災害を受けた人ということになぜされないのか。職種で「警察官等」と、いわゆる警察行動をやっている人たちに主と

○佐藤(達)政府委員 先ほども触れましたけれども、われわれは、浅間山荘事件、あるいは成田事件のもっと前から研究会を設けてこれの研究をやっておったわけでありまして、その点は別に、浅間山荘事件をきっかけにして、急遽一月ばかりで徹夜で仕上げたというようなことではございません。

しかし、なぜこれに限ったかということは、先ほど触れたことをふえんすることになりますけれども、とにかくこれらの職務に携わっておる人たちは、相手方がピストルを持って手向かつてきたという場合には、あえて危険をおかしてそれを取り押えなければならぬ、それがその人の職務上の義務になっておる。役所の守衛さんの場合は、侵入者が出て、同じようなピストルを突きつけられ

しかし、先ほども触れましたように、それに当たらない人たち、しかも危険に身を挺してやられたという方々に対する措置は、これはもちろん賞じゆつ金とかなんとかまた別に制度がありますけれども、この公務災害補償法としては、法定外給付として多くの民間会社においてやっておるといふならば、それにならうことはやぶさかでないといふかまえてこれから調査を進めていこうということでございます。

○東中委員　それだと逮捕行為に限らないというふうに思うのです。たとえば高層建築物に乗ってやっておる人とか、あるいは潜水をやる人、これだつてほんとうに平常の潜水じゃなくて、何か救助の關係とかいうようなことで潜水をやる人もあるでしょうし、先ほど申し上げた気象關係の観測、これだつて、まさにそういうときにこそ行かなければいけない、そういう任務を持っているわけですから。あるいは運輸省關係で言えば、航空

機の事故があった、まだ救助できるかもしれないというようなときに、横で見ているわけにいかないわけですね。それは浅間山荘の場合と一つも変わらないわけであります。まずそうした性質からいって、全く同じだと言っている。あるいは、ある意味ではもっと非常に重要な、まさに崇高な精神で全体のために身を挺してやらなければいけないというような場合があるわけですから、そこで限定をすればいいので、「警察官等」に限定したという立法趣旨が、いま言われている職種に限るというのが、総裁のいま言われた趣旨からいってど

○佐藤(連)政府委員　職種に限るといふのは、あるいは言い方がちよつと不正確かもしれませんが、そういつた一つの業務といひますか、職務といふものにまず目をつけて、そうして先方がこちらに向かつて凶器を振りかざしてきても、あえて自分の身を挺してそれに向かつていかなければならぬ、そういう仕事をやる人はしからばどういう職種の人かといへば、ここにあげております警察官、海上保安官——海上保安官は、沈没しにかつ

ている船があれば、危険性は十分承知しながら荒海にもあえて乗り出してこれを助けなければならぬという、まずそのほうに先に着目していただいて、そういう任務を持つものはどういうものかと、というとき、警察官、海上保安官等々が出てくる、こういうふうに申し上げたほうがあるいは正確かもしれませんが。したがって、そういう任務というものには民間にはありませんということ、ここに一線は画さなければいけない。だから、警察官だから全部その公務災害に対してここで手厚い恩典を与えようという趣旨は全然ないわけで、警察官でも、交通の取り締まりに当たって、街頭で手を振っておられるときに、暴走してきた自動車によって事故を受けたというの、これは警察官であっても、その職務はいまのような例には該当しませんから、普通の公務災害として扱うという違いがここにあるわけで、これははっきりここに限界を設けているわけです。

○東中委員　警察官が身を挺してやらなければいけない場合があるということですが、これはこの間の浅間山荘の場合を考えますと、撃たれるような状態で、向こうが銃器を持ってつきつていく、そういう状態で死地におもむくような職務命令。それはもともと公務の性格から言ったらそういう職務命令は出すべきじゃないし、出せないのじゃないか。人を死に追いやるような危険性がある、そう書いてありますから、その点は私も十分理解しているつもりでありますけれども、しかも、公務員を死に追いやるような命令というのは

出せない。戦争はまた別でなければならない。このころでは自衛隊だって同じことになってくるわけですね。戦死した場合には特別恩給、そういう論理に結局発展してまいります。私はそうではなくて、職務命令というのは、こういう補償があるから、だから警察官は銃を突きつけられても引き下がることはできないのだ、職務命令が有効性を持つておいて進んでいかねばならないのだ、ということにはならない性質のものじゃないか、こう思うのですが、そういう点はどうでありますか。

○土金政府委員 警察官の職務の性質についての御質問でございますが、警察官の職務、これは警察法の第二条の「警察の責務」あるいは六十三条の「警察官の職務」の規定等から、犯人の逮捕とかそういうような職務の執行にあたっては、その危険を回避してはならない、こういう義務があるというように私は解している、また解すべきである、こういうふうに考えるわけでございいます。

これに対する直接の裏づけというわけではございませんけれども、たとえば刑法の三十七条の第二項に、いわゆる「緊急避難」というような規定がございいます。こういった緊急避難の適用というふうな第二項の規定がございまして、これはつまり警察官みだりに職務を持つ者は緊急避難ということを行なうてはいけないという除外する規定があるわけでございいます。こういうふうなことから考えましても、警察官は自分の危険を顧みずその職務を遂行しなければならない、こういう責務が法律によって課せられておると私は考えておるわけでございまして、今回の特別公務の対象になりますその特色をいたしまして、その職務を遂行するために危険を回避してはならないのだ、こういう条件というものに警察官の責務はぴったり当てはまる、そういうふうに私は考えておるわけであります。

○東中委員 職務を行うに危険を回避してはならないということ、危険なところへ進んでいくよ

うな職務命令を出していいということとは別であります。私の言っているのは、死地におもむくような職務命令というものは出せない、これを言っているわけでありまして。そういう方向に使われたのではたいへんなことになりますよ。浅間山荘の場合だって、もっと初期にやればあんなことにならない。向こうが立てこもって完全にかまえて、そういう状態で十日ほどしてから出ていくという、そういう命令がそもそものいかどうかといううことを言っているわけでありまして。命令を受けてそこへ出ていく人の気持ちはよくわかりますし、危険だから回避するということ、これは人命を救わなければならないというときに、自分の命のほうが第一に出てきておったのでは、警察官としての職務上問題があります。しかし、そうじゃなくて、そういう命令を出すことがあたりまえなんだということになってしまったのでは、非常にまずいことになっていく。軍隊だってそうですよ。負けるような戦争はやりませんというこ

とになるわけですからね、純粋に軍事的に言えば、負けるときは退いて勝てるような条件をつくってやりなさい。八路軍の戦術じゃないですけども、そういう問題なんで、そのことと、いざというときに逃げなさいということとは、これまた別の問題だと言っているわけなんです。私は、公務の遂行について、そういういわゆる死地におもむくようなことを命令する根拠に、むしろ逆になつていくようになったのはたいへんだと思うわけであります。あくまでも災害で死に至ってしまったという結果が起こったときの問題であって、特別にそういう職務命令を出して、崇高な精神を命令で強要するというふうなことになつてはいけません、こう思うわけであります。そういう点では私は、全体としてこの警察官等の職務限定をやめるべきだということ。

それから、民間の災害補償についての調査をやっておる、こう言われておるわけですから、これも、これはむしろ早急にその調査をやつて、全体としての災害補償の制度そのものを、あるいは補償額の問題を検討されなければいけないのじゃないか、こう考えるわけですが、全体としての総裁の、それから総務長官の御意見をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○佐藤（憲）政府委員 災害補償の関係では先ほど申し上げたところで尽きておりますし、あと残つていまお話に出ておるのは、むしろ警察官に対する命令のあり方の問題ということになるかと思いますが、これは警察官のほうからお答えしたようなことだろうと思います。また、非常に不当な命令を出した場合には、それに対して一般の国民なり言論機関なりの批判が当然あるだろう。たとえ

ば浅間山荘の場合は、人質を殺してもかまわぬから警察官は遠巻きにせよという世論が出れば別でありますけれども、世論は一日も早く人質が救われるように警察官しつかりやってくれよという気持ちでおそらくあのテレビを見ておったと思います。そういう点に接点があるということをお断り願いたいと思います。

○東中委員 総務長官、非常に限定すると、地方公務員関係ではむしろ広げ過ぎたのだと言われておる考えの根拠が私よくわかりませんが……

○山中国務大臣 国家公務員災害補償法はすでにあるわけでありますから、公務と認定された者に對して、国家としてそれに正当な補償をするという法律ができております。しかしながら、同じ公務員であっても、この法律の二十条の二に列挙してありますような職務、それから状況、環境、それからその任務の遂行の態様、そういうものによつては通常の公務死と同じに扱うことは国家として忍びない。したがつて、これをどこまで見るのか、あるいは特別職の自衛官等についてはどうするかという問題もありましたが、自衛官等は、やはりここに書いてあります「天災時における人命の救助」には事実行為として行つております。したがつて、そういうものは、自衛官が国家の公務員の一人として自衛隊の任務として行く場合に、それは除外するわけにいかぬだろう。しかし訓練をやつておる際に、指揮官の不手ざわで死

亡者が出た。少年兵の水死事件等ありましたね。そういうものは本来のあるべき状況ではないので、そういう安全を前提としてやらなければならぬ訓練であつて、まさにいまおっしゃるやうに、死ぬかもしれないことをその必要もないのにやらなければならぬのはおかしいじゃないかというやうなこと。それから一方においては、職務としてこのやうな条件を備えた職務である証拠に、武器の携行を許されておる者、そういうものに一応限つたということがあります。

地方公務員のこととは言わずもがなのことでありまして。しかしながら、この「天災時における人命の救助」ということになりまして、地方公務員たる警察官は当然この法律すばりでありましてけれども、消防団というものが、火災があつてその建物の中に人がいる場合に、やはり危険をおかしてあえて火災の中に行くんですから、承知の上であつても、殉職者の例に見られるやうな結果が起こることがある。そこで、消防団はしなければならぬだろう。しかし、消防団と並ぶものは水防団だという意見がまた出てまいりました。これは地方公務員のことでありまして、私がその範囲をきめたわけではありませんが、自治省としては、消防団が対象になるならば、水防団というものは、やはり異常な状態の中での水防作業に従事し、ときには生命身体に危険があるというやうなことがありまして、これは地方公務員としてそういう範囲を定めたわけでありまして。しかし、それらのところまでいきますと、常時自分の職務執行のために、いわば勤務時間全部を捧げて武器の携行を許されるやうな環境の中に置かれておるかどうかが、そこらのところは私は疑問なしとしない。したがつて、地方公務員の例をとつたことは、私の所管外でありますから、このことはなかったことにいたしますが、国家公務員の場合においては、そのやうなきちんとした一種の基準を当てはめて範囲を定めた。それに従つて、これは最終的には人事院がおきめになりますので、その範囲がどこまでまいりますか、私は、人事院が意見を申

し出て、国会に法案を提出する責任者として、各省庁の意見を徴しながらそのような範囲における決断を下したということでもありますから、一般の公務員の災害に対する補償というもののさらに上積みをも、国がすべて——職種、あるいは職務、あるいはその環境、任務、そういうものがあるではないかというもののみにしぼったということを言いたわけでもあります。

○東中委員　じゃ終わります。

○伊能委員長　次回は、明二十五日木曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二分散会

昭和四十七年六月三日印刷

昭和四十七年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K